

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：松 井 信 之
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2016年3月31日
学位論文の題名：
「物語る権利」を救済する——チャールズ・
テイラーの哲学における「道徳的なもの」
と孤独のパトスの歴史的展開——
審 査 委 員：山下 範久（主査）
川村 仁子
橋本 努（北海道大学
大学院経済学研究科）

<論文内容の要旨>

本学位請求論文は、コミュニタリアニズムの思想家として知られるチャールズ・テイラーの政治思想を、再帰的近代における個人化社会の文脈で解釈し、その現代的意義を引き出すことを目的とするものである。

コミュニタリアニズムは、通説的には、特定の言語共同体や宗教共同体を個人に先立つ固定的な社会的基盤と捉え、個人のアイデンティティやパーソナリティはそうした共同体的基盤に埋め込まれて形成されることを強調して、個人主義およびその系に連なる諸概念を批判するものとされている。本論文はしかし、チャールズ・テイラーの政治思想は、そうした通説的なコミュニタリアニズムに回収されないところ、すなわち近代的自我にとって共同性の生成の契機がどのように経験されるかという問いに、むしろその本質があるという出発点に立ってテイラー思想の動的解釈を展開することで、グローバル化が進んだ現代の社会的文脈におけるテイラー思想の新たな妥当性を引き出すものである。

第一章では、議論の前提として、リベラル・コミュニタリアン論争を踏まえ、同論争の展開する善と権利のあいだの緊張関係が道徳的言語の問題を抑圧していることへのテイラーの着眼を読み解き、彼の自我論における「真正（ほんもの）性」

概念が同論争の地平を超えるところに位置づけられていることを確認するとともに、同概念が再帰的近代において、より切実な妥当性を持つことを明らかにしている。

第二章では、「真正（ほんもの）性」概念を通じて導き出されるテイラーの「全体論的個人主義」を、「全体性」の概念史のなかで再検討し、テイラーが「全体性」の概念を「自治」（自己統治）と「表現」（自己表出）の二つの軸上で捉えていることを示したうえで、両軸のそれぞれに静態的なありかたと動態的なあり方を区別し、その掛け合わせによって、「全体性」の概念が、①社会・生態的な自然環境への埋め込み、②差異化の動機と応答可能性を保障・促進する制度、③脱中心化と自己超越、④脱コード的な道徳的なものという四つの構成要素に分割されるものであることを明らかにした。くわえてこの四つの構成要素のうち自治と表現の両軸で「全体性」を動態的な局面で捉えようとする「（脱コード的な）道徳的なもの」の次元が、既存のテイラー解釈の盲点であることが示された。

第三章では、この「道徳的なもの」に焦点を当てて、テイラーのヘーゲル論を、ヘルダーからヘーゲルに至る言語理論の展開に埋め込まれていた問題意識、すなわち主体の内部に走る理性と感性の分断、そしてそのより現代的な形態としての「不安」をめぐる議論を分析している。テイラーの全体論的個人主義における「真正（ほんもの）性」へと促される自我は、この「不安」において、つねに能動性と受動性の中間に引き戻されることになるが、まさにそこで、自分の内側から、ある「志向性の構えをとらざるを得ない」衝迫に突き動かされる。本論文で「能動のパトス」と呼ばれるこの自我の契機は、テイラー理論が単にロゴス化された構成善から構成される全体性ではなく、そうした構成善を参照した感応——「能動のパトス」の作動——によって開示される道徳的源泉（とそれに照応する深い内面性への感覚）により深い意義を認めていることを示している。本章ではさらにリルケへの参照を通じて、そうした道徳的源泉

への感応のあり方として、繊細な詩的言語の追求について論じ、そこから「能動のパトス」、道德的源泉、そしてエピファニー（顕現）という概念の連関が、緊密に結びついたひとつの存在論的機制として明らかにされた。

第四章では、第三章で提示されたエピファニー概念と繊細な言語の追求の議論を再度現代のアクチュアルな文脈における自我の問題へと接続して、自我の「孤独」の感覚が主題化される。まずエピファニーという表現形式を、(創造的想像力の肯定としての)モダニズムの文脈に位置づけ、それが①ミメシス(模倣)からの脱却、②生成と存在の弁証法、という次元を超えて、③〈存在〉内部において歴史的に形成されてきた自我の「潜在性(potentiality)」への承認の次元にかかわることが明らかとされた。この次元においてエピファニーは単になにか単一的・固定的な存在のエピファニーではなく、異質性や闘争を潜在的に含む間空間的なエピファニーとして捉えられる契機が示される。このエピファニーにおいて追求される「より繊細な言語」は、内面の孤独と他者との承認関係を求める情念の双方を生きる政治的倫理の指針となる。かくて「物語る権利」は、全体論的個人主義の立場から動的に再構成される。

第五章および第六章では、全体論的個人主義にとっての他者の問題を論ずるために、テイラーの宗教論が論じられる。第五章では特にその世俗化論を取りあげ、世俗性をめぐるテイラーの議論を、キリスト教(カトリック)の再評価という通説的な文脈においてではなく、近代社会において「物語」が成り立つ条件としての時空間的了解の構造の分析として読み解く解釈が提示される。この解釈を通じて、世俗性は、近代社会に特有な不安を抱えた孤独な個人が「能動のパトス」を通じて(間空間的な)エピファニーに触れること条件となっていることが示される。

第六章では、本論文でエピファニーという芸術的な表現形式の言語で論じられてきた倫理的思考をより具体的な社会的文脈に定位するために、テイラーの宗教論に現れる「傷ついたもの」の主

題に焦点を当て、苦痛と身体という観点に立って、テイラーによる「物語る権利」の救済の理路を再構成する。「傷ついたもの」は、それぞれに傷を抱え、その不健全さのゆえに社会から排除される圧力にさらされ、コミュニケーション不可能な孤独を深めていく。近代社会はその再帰的過程において「傷ついたもの」を増殖させるが、その傷による孤独の深さこそが道德の源泉に触れる契機であり、動的な全体性のなかに諸存在が包摂される通路につながるものである。この意味でテイラーは、いわば孤独の尊厳を説く思想家であることが示される。「物語る権利」はこの孤独の尊厳の擁護によって救済されるのである。

<論文審査の結果の要旨>

論文審査の結果、審査委員会は、本学位請求論文を以下のように高く評価した。

チャールズ・テイラーの政治思想を、コミュニタリアニズムの一般的な枠組みを超えて解釈しようという試みは、ロマン主義的文脈に再定位するものや、リベラルな多元主義に接近させようとするものなど、近年あるていどの研究の蓄積が存在するが、個の前提としての共同性の構成を徹底して動態化することでテイラー思想の現代的意義を引き出す本学位請求論文の一貫した議論は、そうした既存の再解釈を包摂しつつ、解釈の水準を極限まで引き上げるきわめてラディカルな成果に達している。

また「孤独」、「エピファニー」、「傷」といった、従来のテイラー解釈のなかでは、その重要性が理解されてこなかったキーワードを、互いに密接な論理的連関の中にある重要な理論的意味を担う概念として体系的に提示することにも成功しており、この点で本論文は、今後のテイラー研究にとっての重要な参照枠組みとなるという意味でも、高く評価することができる。

さらに本論文は近年の社会理論の研究の蓄積を踏まえて、現代社会を再帰的近代と性格付け、テイラーのモダニティ論をそこに接続する方向に拡張して解釈することにも成功している。これに

よって、本論文が描く動態的な共同性が再帰的近代社会における個人化の進展をむしろ倫理的条件とすることが示され、アクチュアルな規範的結論が導かれている。

外部審査委員の橋本努委員は、上に挙げたような成果に加えて、特に第二章における全体論的個人主義の四つの次元（①社会・生態的な自然環境への埋め込み、②差異化の動機と応答可能性を保証・促進する制度、③脱中心化と自己超越、④脱コード的な道徳的なもの）の整理は、オリジナリティの高い理論的貢献としてきわめて高く評価できると指摘し、そこから提起される解釈枠組みは、本論文で論じられた問題の射程を超えて、空間性をめぐる政治思想の諸問題に応用可能性を持つものであると指摘した。

また川村仁子委員は、本論文における対話とコミュニケーションの概念的関係についての質問を通じて、本論文が他者の問題の視点からテイラー思想の可能性をラディカルに追求するものであることを指摘した。これは本論文が、グローバル化の進展にともなう脱世俗化の傾向が引き起こす国際関係学的な諸問題——移民排斥や難民問題など——へのアプローチに規範的な示唆を与える作品であると同時に、この他者の問題を（特に再帰的近代における）近代的自我の内奥にある不安の問題として論じる枠組みを提起しているという点で、社会理論と国際関係学を哲学的に架橋する貴重な視座を提供する作品であることを意味している。

他方、審査委員からは、本論文におけるテイラーの芸術論や宗教論を政治理論に接続して論じる際に、いくつかの概念について、必要な媒介を指示する分析を欠いているのではないかという指摘や、「物語る権利」という概念そのものの前提にある思想的系譜についての分析が必要だったのではないかという指摘がなされ、本論文で提起された新しいテイラー思想の鍵概念—「孤独」、「エピファニー」、「傷」などを、より一般的な政治思想史の文脈に定位する作業が必要となることが今後の課題に挙げられた。しかし、本学位請求論文

が果たしたテイラー思想の新しい解釈基準の提示、動態化された全体論的個人主義を体系化するための諸概念の分析、そしてその現代社会における妥当性の提示といった概念的・理論的作業は、単なるテイラー思想の解釈を大きく超えて、広く他者をめぐる政治思想に新しい知見を提供するものとなっている点で、3名の審査委員の評価は一致した。

最後に、博士論文としての形式的要件については、本文合計約16万字以上の字数であり、要件を満たしている。また、論文の構成についても、テイラーの政治思想を「道徳的なもの」の観点から体系的に解釈を展開するかたちで各章が構成されており、全体として一貫した構成となっている。注、文献リスト一覧についても、日本語・英語の文献について、それぞれ適切な様式で作成されている。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

2016年1月23日（土）10時30分～12時恒心館727号にて、本論文の提出を受けて、公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告のあと、3名の審査委員による質疑応答が行われた。質疑応答では、各審査委員から、テイラー思想におけるネオニーチェ主義／カトリシズム／世俗的ヒューマニズムのトリアーデのなかでの「傷」の位置づけの問題、道徳の権利に対する優位を説くテイラー思想から抽出される規範的結論を「物語る権利」の救済と表現することの意味などについて質問が出た。これに対して申請者は、上述のトリアーデのなかでは「傷」は第一義的には「世俗的ヒューマニズム」の系に定位されるが、これは現代社会における「世俗的ヒューマニズム」の言語の拡大に対応する一方、テイラー思想が「世俗的ヒューマニズム」に還元されることを意味するものではなく、「傷」の位置づけはあくまで現代社会においてテイラー思想を動態的に解釈する際のひとつの契機であるとの応答があった。また「『物語る権利』の救済」は、テイラー思想を権利論の言語に翻訳する意図にあ

るものではなく、むしろ（カギカッコつきで）「物語る権利」とされているものを脱構築的に救済する趣旨であると応答があった。以上のごとく適切な応答を踏まえ、審査委員からはさらにテイラー思想のトリアーデ自体の再文脈化、「物語的自我」論を説くマッキンタイアの政治思想との突合せといった課題が今後の展望として示された。こうした課題は、今後の研究の発展性を示すものであり、

本論文は、博士学位論文としての形式要件と学術的水準を十分に満たしていると判断される。

以上から、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規程第18条第1項に該当することを確認し、松井信之氏に、「博士（国際関係学、立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：朴 貞 熹
学位の種類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2016年3月31日
学位論文の題名：
韓国の新自由主義的グローバル化時代におけるニューライト運動研究
ニューライト運動形成および帰結を取り巻く「政治的機会・脅威」と組織化を中心に
審査委員：中戸 祐夫（主査）
文 京洙
山下 英愛（文教大学文学部教授）

〈論文内容の要旨〉

本学位請求論文は、韓国のニューライト運動の2000年代半ばにおける台頭から2000年代末以降の停滞局面に至る過程を、近年の社会運動研究の到達点を示す「政治的機会構造論」の理論的枠組みを援用しつつ、西欧の新保守主義（Neo-Conservatism）運動との対比を踏まえて考察した論文である。

序章では、そうした本論文の課題や、ニューライト運動の総合的かつ体系的な研究としての、そして保守主義の国際的な比較研究としての本論文の意義が述べられるとともに（第一節）、先行研究のサーベイとして、植民地近代化論や、ニューライトの歴史観を批判する歴史学的研究、ニューライトの主張・イデオロギーに対する政治学的、社会学的研究、さらには社会運動論的観点からの研究の3つの潮流について紹介しつつ本研究の上述したような意義が述べられている（第二節）。第三節では「集合行為論」（The Logic of Collective Action）→合理的行為者理論（Rational Actor Theory）→「資源動員論（Resource Mobilization Model）」→「政治的機会構造（POS論）」にいたる社会運動論の流れが検討され、本研究の方法論が確定される。第三節では「研究対象」として、「理想型ニューライトネットワーク」、「大衆化型

ニューライト全国連合」、そして「中道保守・先進化型ニューライト」のニューライト運動の3潮流を確認した上で本研究の構成が示される。

第一章では、世界的な新自由主義と新保守主義の概念と系譜の検討を前提に、韓国のニューライトが掲げている「自由主義」「保守主義」「反北朝鮮イデオロギー」「先進化」、そして「共同体主義」などの運動イデオロギーの内容と動員構造の特徴が検討されている。そのような検討を通して、ニューライト運動の水源としてキリスト教保守主義と「転向386世代」が指摘できること、欧米の場合、新保守主義が福祉国家の危機から登場したのに対して、韓国の場合、分断体制という韓国の特殊性と、進歩派政権（金大中・盧武鉉政権）下での新自由主義グローバル化の進展による社会的リスク構造の深化という独自の背景をもつことなど、韓国的脈絡でのニューライトのイデオロギーや動員構造の特徴が明らかにされている。

第二章では、ニューライト運動の「外部的要因」が「政治的機会・脅威」という観点からを明らかにされている。社会的にはIMF通貨危機以後の韓国社会の急激なグローバル化の進展にともなう社会的リスクやストレスの拡大、本格的なヘゲモニー競争の場としての市民社会の胎動を前提に南北融和を掲げる進歩派勢力・政権に対する対抗運動として国家依存的な保守勢力が保守的社会運動に再編され、いわば市民社会のなかの独自の思想・社会運動の潮流として自立すること、さらに進歩派政権の挫折が保守勢力にもたらした政治的機会などが検討されている。

第三章では、上記の3つの潮流として識別されたニューライト運動を構成する各団体・組織の組織化過程や特質が、ニューライト各組織の創立宣言文および運動構成員の新聞・雑誌記事のインタビュー内容などを通じて分析される。分析を通して、ニューライト運動が異なる性格をもつ多数の運動組織が、ニューライトという運動イデオロギーに共感しながらも、組織化と展開過程を通じて協力と連携あるいは対立と分裂などを繰り返してきたことが示される。

第四章では、第三章の記述を前提に、ニューライト運動の既存の保守主義との違いとして、自由主義の強調（とりわけ新自由主義的な経済政策への執着）、貧困や格差克服のための共同体主義的な連帯や開発主義の強調、人権・民主主義的な規範による北朝鮮批判などが指摘され、一時期は成功した運動として社会的な影響も拡大したが、反北朝鮮イデオロギー、経済成長や軍事的安全保障、社会統制のような抑圧的秩序と関わるイシューでは、従来の保守勢力以上の新味を打ち出すことが出来ななかったという“限界”が指摘される。さらにニューライト運動の停滞の要因として、運動内部の路線対立など内部的な要因と、ニューライトに近い保守政権（李明博政権）の国政運営の失敗、近現代史教科書問題における親日イメージの拡散などが指摘される。

「終章」では、本研究の概要を振り返って、ニューライト運動をとりまく「政治的機会構造」、運動の登場する要因、組織化過程、そして停滞局面があらためて纏められる。さらに停滞局面の調査の過程で、多文化主義の強調など近年のニューライト運動に新しい展開がみられることが指摘されているが、その背景や内実の検討については今後の課題とされている。

<論文審査の結果の要旨>

論文審査の結果、本研究が、対象とする時期や運動の範囲という面で断片的なものにとどまっていたこれまでの韓国の保守主義やニューライト研究に対して、ニューライト運動に関する、社会運動研究の理論的な到達点を踏まえた総合的かつ体系的な研究であり、広く現代韓国の政治社会の特質を照らし出すうえで貴重な試みであること、さらに新たに再編過程を経て現代世界の主要な潮流の一つとして定着しつつある新保守主義の比較分析として意義をもつという点で、審査委員会は一致した。

さらに、本研究の意義として以下のような諸点があげられた点でも審査委員会で一致をみた。

まず、西欧における新自由主義や新保守主義概

念との対比を踏まえ、韓国のニューライト運動が市場機能の擁護と過度な平等志向の排除などを特徴とする新自由主義的論理と秩序や権威を強調する伝統的保守主義の論理の結合に特徴があることなどその独自性が明らかにされていること。

第二に、ニューライト運動の登場する要因について、一般的に論じられている進歩派政権10年に対する保守勢力の脅威認識に加え、社会経済的要因として新自由主義的グローバル化による社会的リスクやストレスの深刻化から生まれた“機会”がより重要な要因であったこと、この点は、福祉国家の危機から登場した西欧の新保守主義とも異なる特徴として指摘できることが明らかにされていること。

第三にニューライト運動をになった組織・団体が組織化過程や活動形態、イデオロギー、運動構成員、動員構造、そして連携の度合いなどで多様な実態をもつこと、そうした実態が「理念型ニューライトネットワーク」、「大衆化型ニューライト全国連合」、そして「中道保守・先進化型ニューライト」という三つの類型に則して検討され、韓国のニューライト研究の基礎となるフレームワークが示されていること。

最後に、ニューライト運動の意義と帰結について、既存の研究では及んでいない、新保守主義政権の下での停滞局面が検証され、その背景として、運動内部の対立、保守政権の国政運営の失敗、近現代史教科書問題における親日イメージなどが検証されていること。

こうした共通した評価に加え、外部審査員の山下英愛氏は、“韓流”現象など韓国の社会文化研究の専門家としての立場から、2004年を前後する時期のニューライト運動の台頭が東アジアで韓流現象が巻き起こる時期と軌を一にしている点、非常に興味深いこと、その頃の韓国社会の市民文化の変容を均衡のとれた視点から総体として把握する上で本論文が重要な貢献となる点が指摘された。

一方、山下英愛氏から、本研究が、ニューライト運動が一枚岩ではないことを指摘した点を評価

しつつも、本研究におけるニューライト運動の類型化が主として既存の研究論文や報道資料などを通じてなされていることについて、実態分析として充分とはいえないという指摘があった。ニューライトの衰退の原因とされた植民地近代化論や日本軍慰安婦問題についても、現実には当事者の意図に反した報道や、単純化や誤解も相当にみられ、停滞や衰退の言われる現状では、一つの思想・運動の潮流として括って把握することが困難なほど一人一人の論者に多様性がみられること、さらに言えば、李明博政権下での運動の停滞とみえるものはむしろ運動の一層の多様化や拡散として捉えられる面もあるのでは、という見解も示された。

他の審査員からも本研究が文献や報道資料の調査分析にとどまっていた、現地の当事者へのインタビューなどを含むフィールド調査が不十分であるとの指摘がなされた。さらに停滞局面とされている時期のニューライト運動の分析と新しい展開との関連が課題として残されていること、文章面で韓国語的表現を日本語に置き換えたときに生じる不正確さや曖昧さが依然として散見されることなどが問題点として指摘された。しかし、以上のような問題点が上記で明らかにしたような韓国の社会運動研究にもつ本研究の貢献を決して損ねるものではないこと、本論文提出者がこうした問題点を課題として自覚し、今後の研究で発展的に補っていく力量が本論文の内容から十分にうかがえることなどから、3名の審査委員の評価は本論文が課程博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

最後に、博士論文としての形式的要件については、本文合計約17万字近くに達する字数であり、要件を満たしている。また、論文の構成についても、先行研究のサーベイから社会運動研究の到達点を踏まえた韓国のニューライト運動の総合的・体系的な研究として全体として一貫した構成となっている。注、文献リスト一覧についても、日本語・英語・韓国語の文献についてもそれぞれ適切な様式で作成されている。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

2016年4月28日(木)4時30分~6時30分恒心館727号にて、本論文の提出を受けて、公開審査会が実施された。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告のあと、3名の審査委員及び参加者による質疑応答が行われた。質疑は、山下氏の論評や質問を中心に、①2000年代中盤から末にかけての韓国の市民社会(市民文化)の全体としての特徴や推移に関わること、②ニューライト運動の担い手をされてきた人物の個々の具体的な主張や活動、さらに③ニューライト運動の停滞期とされる時期をどう捉えるか、といった論点を中心に行われた。①については、従来の韓国の市民社会研究が権力や行政への異議申し立てや対抗運動を中心に捉える場合が多く、一面的な性格を免れていなかったが、本研究が韓国の市民社会のよりバランスのとれた総合的研究の基礎を提供するという応答があった。②については、3つの潮流への類型化は、それがあくまでも分析をすすめる上での参照基準(Frame of reference)として示したものであり、固定的なものとは考えていない、今後、インタビューなどフィールド調査をすすめるなかで検証していきたい旨の応答があった。③の停滞局面については、参与連帯に代表される韓国の異議申し立て型、もしくはアドボカシー型の市民運動についても金大中・盧武鉉の進歩派政権の成立によって大統領府の組織する委員会制度などに人材が吸収されて逆に停滞や危機に直面するという「民主化の逆説」ともいえる現象があり、非権力者による政治参加やムーブメントとされる社会運動と政治権力との関係についてより精緻な分析が必要である旨、審査委員から提起された。

概して審査会での本論文提出者の応答は適切であり、審査委員から提起された課題についても、今後の研究の展開のなかで十分に果たされる見込みが窺えることから本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していると判断される。

以上から、当委員会では、論文審査および質疑

立命館国際研究 29-3, February 2017

応答の結果、本学学位規程第18条第1項に該当
することを確認し、朴貞熹氏に、「博士（国際関

係学 立命館大学）の学位を授与することが適当
であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：RAJAONARISON

Haja Michel

学位の種類：博士（国際関係学）

学位授与年月日：2016年3月31日

学位論文の題名：

The New Political Economy of Agricultural Development and Food Security in sub-Saharan Africa

サブサハラ・アフリカにおける農業開発と食糧安全保障の新政治経済学

審査委員：板木 雅彦（主査）

松田 正彦

松原 豊彦

〈論文内容の要旨〉

本学位請求論文は、今日、サブサハラ・アフリカ地域において展開されている農業・食糧安全保障政策が何故機能不全に陥っており、それを克服するためには何をなすべきかという根源的な問いに対して、理論的かつ実証的に回答を与えることを課題とするものであり、下記の構成をとっている。

第1章 農業発展と食糧安全保障の新政治経済学——イントロダクション

第2章 サブサハラ・アフリカにおける食糧と人間の安全保障

第3章 サブサハラ・アフリカにおける食糧と人間の安全保障におけるトリレンマ

第4章 部門間連関の差異とそのサブサハラ・アフリカに対する示唆——軌道分析による実証

第5章 サブサハラ・アフリカ経済を動かす原動力を求めて

第6章 能力主導型アプローチの概念化

第1章において、今日の農業・食糧安保の世界的背景が明らかにされる。すなわち、FAOによれば、今後毎年8000万人の食糧を新たに確保せねばならない。また、2010年において9億5000万人に十分な食糧が供給できておらず、その

98%は発展途上国に居住している。したがって、2050年までに予想される追加的世界人口20億人に食糧を供給するためには、70—100%の生産増大を実現しなければならない。しかし、この問題に対処するには、気候変動や農業貿易、途上国の貧困問題など数多くの多面的制約条件を克服しなければならない。とりわけ、2007—8年の世界食糧危機の後には、人口、環境、新興国における生活様式転換といった諸問題が、世界的な食糧システムにおける異なるアクター間の相互作用に大きな転換をもたらしている。これに対する国際諸機関の政策対応は、次の3つの側面から整理することができる。(1) サブサハラ・アフリカ諸国を「農業基盤」国家とカテゴリー化したうえで、発展政策を提起する。(2) 民間セクターを動員し、世界的価値連鎖 (value chain) の中にサブサハラ・アフリカ諸国の農業を位置付ける。(3) グローバルな食糧安保を確保する手段として、国際穀物市場を安定化させる。本学位請求論文では、このような官民パートナーシップ (PPP) と世界的価値連鎖への定置によって、アフリカ諸国が自らの農業発展と食糧安保を遂行する能力を周辺化していく (marginalisation) 作用をもつことが明らかにされる。そして、農業部門に政策手段を集中させることが、当該地域がすでに遂行しつつある構造転換を阻害し、ひいては食糧システムの持続可能性と社会的・経済的発展に否定的な影響を与えることが主張される。そして、このようなアプローチに対して本学位請求論文では、能力主導型アプローチの概念を対置する。

第2章では、2007—8年の世界食糧危機の後、国際機関、各国政府、NGOなど多くのアクターが登場することとなったが、とくにG8 New alliance (2012年設立) と GAFSP (Global Agriculture and Food Security Program, 2009年G20によって設立) によって民間部門 (食品関連多国籍企業) の導入と世界的価値連鎖 (value chain) への定置が唱えられることになり、このことが農業発展と食糧安保の方向性 (modus operandi) を大きく市場主導型パラダイムへ転換

させ、とりわけサブサハラ・アフリカの小規模土地保有者の生産・生活様式を変化させていく点が分析される。そして、そのことが当該地域住民の社会的・政治的・経済的な周辺化を引き起こしていく。このプログラムにかかわる多国籍企業は、金融、バイオテクノロジー、農機具、灌漑、保険、流通に従事する世界の巨大企業であり、官民パートナーシップ (PPP) メカニズムからも大きな利益を受けているとされる。

ここではまた“Food regime”の枠組みが踏襲されている。これは、農業発展が異なる時期ごとに、特徴的な生産組織、所得分配、交換様式、消費様式をもってグローバル資本主義の再生産を支えているととらえるものである。第1レジーム(1870—1930年代)、第2レジーム(1950—1970年)を経て1980年以降第3レジームにあり、ますます多国籍企業の食糧市場支配力が強まっている。しかし、2007—8年の世界食糧危機の後、この構造が大きく変わりつつある。すなわち、中国やインドなどの新興国における新中間階級の台頭と食肉需要の急増、バイオ燃料の増産、農業における投機的投資の横行といった現象である。また、長期的な気候変動は、それまで純農産物輸出国の生産能力を減少させるなどの影響を引き起こしているという。

このような市場主導型パラダイムへの転換が、サブサハラ・アフリカ諸国の食糧システム支配力にどのような影響を与え、小規模土地保有者の生産・生活様式にどのような影響を与えるかという論点が、種苗、遺伝子操作、農薬、農産品貿易、土地利用形態の観点から分析される。たとえば、種苗市場ではDuPontやMonsantoといった10大多国籍企業が市場の半分以上を支配する寡占市場を形成しており、このことによって小規模土地保有者はますますこれら多国籍企業に依存を深めて自らの農業生産方式に対するコントロールを失いつつある。(伝統的な遺伝子資産の破壊、殺虫剤中毒、種子からの再生産不可能、GM種子の拡散と使用料の請求など。) また、民間企業の投資を農業に誘引するために、土地所有権の問題の解

決策として土地登記が促進されているが、これによって土地を失う小規模土地保有者も多い。こうして、小規模土地保有者の土地喪失という形で彼らの経済的周辺化が生じ、貧困のワナの循環にとらえられるという意味で社会的周辺化が進行し、食糧に対する彼ら自身のコントロールが通減していくことになる。このことがサブサハラ・アフリカ諸国の政治的不安定化と社会的騒乱の潜在的な源泉となるわけである。彼らが何をいつ耕作するかという自由に関して政治的・経済的諸権利を欠くことによって、彼らの「食糧主権」が失われてしまうと主張されている。

以上のような状況を理解し、打開するために基本的かつ有用な概念として「生産能力『productive capacity』」と「雇用吸収能力『absorptive capacity』」を区別すべきであるとする。すなわち、前者は農業生産能力を直接に意味するが、後者はこのような供給能力に匹敵する雇用創出能力を表わす概念である。サブサハラ・アフリカ諸国においては、雇用吸収能力の向上にもかかわらず、農村地帯の生産性の上昇に停滞傾向が観察されている。ここから、農村地帯における非農業生産活動をどう発展させていくべきかという問題が新たに提起される。

第3章で取り上げられる問題は、市場と安全保障と貧困との間に潜むトリレンマが農業発展と食糧安保にもたらす困難であり、このことが政治的・社会的的不安定化をもたらす問題である。実際、世界銀行によれば、2007年から2014年にかけて世界で51の食糧暴動が起こったという。この問題に対して一方では、新自由主義の立場から、多国籍企業に依拠しつつ、規制緩和・自由化・民営化の定式にもとづく「trickle-down」効果によって貧困はもっとも効率的に削減することができるとの考えがある。しかしながら、農地利用管理にかかわってこのような新自由主義的政策を遂行する上で、政治体制の脆さや社会的動揺を抑えることのできる政府能力の欠如という障害にぶつかる。これに対する考えとして、社会学や文化人類学を基礎とする「農民運動」の立場がある。これによ

れば、新自由主義こそが農業生産のダイナミクスを根本的に転換し、南北間格差をもたらしたと批判される。そして、「食糧主権」の確立こそが重要とされるわけである。「食糧主権」は「食糧安保」を含み込むとともにこれを超えるものとして提起される概念で、農民が十分な食糧をもち、農民が彼らの農業生産システムに対して民主的なコントロールを及ぼす権利に焦点を当てる。そして、食糧を用いた投機や利潤追求、さらにはその「商品化」そのものに反対する。この考え方によれば、食糧システムはつねに、食糧生産ピラミッドの底辺にあるものによってコントロールされねばならず、農業に対する市場アプローチは排除されねばならないものとなる。

第4章ではいよいよ、本学位請求論文の主張を実証的に裏付ける作業に入る。国際開発機関は、農業がGDPに対して大きな比率を占め、農業雇用人口が多いことをもって当該地域を、農業を基盤とする経済と位置付けることによって農業開発問題に対処しようとする。しかしながら本章では、アフリカ諸国がすでに産業構造転換を経験しつつあり、そのことの理解を欠いた世界銀行等から発せられるシグナルによって農業以外の諸産業の基盤が1990年代以来掘り崩される結果となっていることを、軌道分析によって明らかにしようとする。このことを本章では、従来のグレンジャー因果性とは異なるアプローチをとることによって、農業と経済成長の間の、いわゆる「ニワトリが先かタマゴが先か」という問題に答えるわけである。その実証分析の結果は以下のようである。

- ・サブサハラ・アフリカ諸国では、1990年代以来、農業がその他産業に対する先導的地位を失っており、農業基盤経済というカテゴリー化が意味を失っている。
- ・産業間の先導・追従関係に関して、次の3つのパターンが観察される。すなわち、製造業先導・農業追従型経済、鉱業先導・農業追従型経済、農業・運輸先導型経済がそれである。

したがって軌道分析によれば、製造業や鉱業の拡張が農業部門の拡張の源泉であると解釈するこ

とができる。つまりここに、農業を間に挟んで、上記のような3つのパターンをとって現れる産業発展の原動力と、それ以外の産業発展を可能にする力とを区別することができるわけである(Lewis, Johnston, Mellor, Timmer 連関)。以上から、持続可能な形でアフリカ諸国が農業発展と食糧安保を実現する道は複数あり、農業基盤経済といった one-size-fits-all 政策が成立しないと結論付けられる。

第5章では、GDP構成項目という別の視角からサブサハラ・アフリカ38カ国に対してパネル軌道分析を施すことによって経済の長期的な原動力を探る。その結果、長期的平均的には輸出が設備投資を先導している事実が明らかになる。言い換えれば、輸出が経済全体を先導していることになる。さらにこれを時系列的に観察すると、次のような展開が明らかになる。

- ・初期の構造転換段階では、農業が主導的となる。
- ・経済が徐々に成熟化していくに従って、製造業と鉱業が農業を先導する段階に至る。
- ・以上の構造転換に沿った形で、貿易、とりわけ輸出が設備投資を強化することによって製造業と鉱業を支え、このような間接的連関を通じて農業部門を支えている。
- ・したがって今日、農業に対して与えられている強いシグナルは、逆に近代部門の生産能力と雇用吸収能力を阻害することで、将来の農業発展と食糧安保に悪影響を及ぼしている。

また、分析の結果、New Alliance 諸国とそれ以外の諸国の間ではほとんど違いがないこと、内陸国と沿岸国、政治的自由ある国・ない国の間にもわずかな違いしかないことが明らかとなった。地域的に分けると、西アフリカでは輸出が先導・設備投資が追従、南アフリカでは設備投資が先導・輸出が追従、東アフリカでは輸出が先導・輸入が追従、中央アフリカでは設備投資が先導・輸入が追従というパターンが検出されている。

第6章では、最初に設定された課題、すなわち、現在のサブサハラ・アフリカ地域において展開されている農業・食糧安全保障政策が何故機能不全

に陥っており、それを克服するためには何をなすべきかという根源的な問いに対して、具体的な政策提起が行なわれる。その基本視角は、能力主導型アプローチである。つまり、まず対象を農村・都市・世界に三分割し、これらの間のインターフェイスをいかに確立するかという観点から政策提起が行なわれる。また、その確立すべき能力を生産能力と雇用創出能力に二分し、さらに軌道分析の結果に依拠しながら、経済発展の原動力となる諸産業を3パターンに分け、これを支える産業として建設、卸売・小売、運輸、その他産業を配し、詳細な政策課題がマトリックス状に明らかにされる。こうすることによって、農村地域における生産性向上と雇用創出、都市地域における農村からの移住民問題の解決、そしてグローバルな価値連鎖への連結という当面の課題を、解決していこうとする政策的方向性が提起されている。

＜論文審査の結果の要旨＞

論文審査の結果、審査委員会は、本学位請求論文を以下のように高く評価した。

ミレニアム開発目標ともかかわって、これまでサブサハラ・アフリカ地域において展開されている農業・食糧安全保障政策の現状と、そこに孕まれる根深い問題性について、政治経済学的観点に依拠しつつ、新たな統計分析手法を駆使しながら明らかにした点がそれである。その問題性の奥底には、たとえそれが貧困撲滅という「良き意図」にもとづくものであったにせよ、サブサハラ・アフリカ地域の経済構造を「農業基盤型経済」と規定した誤りがあったことを実証的に明らかにした点で本学位申請論文の貢献は大きなものがある。

改めて繰り返すまでもなく、農業発展と食糧安保をサブサハラ・アフリカ地域で実現するには、気候変動や農業貿易、途上国の貧困問題など数多くの多面的制約条件を克服しなければならず、その点が大きなネックである。そのような状況は、とりわけ、2007—8年の世界食糧危機の後には、さらに厳しいものとなっている。しかしながら、これに対する国際諸機関の政策対応は、サブサハ

ラ・アフリカ諸国を「農業基盤」国家とカテゴリー化したうえで、発展政策を提起するというものであって、地域の経済発展の実体、あるいはその発展方向と大きく乖離している。たしかに、単純に対GDP比でみるならば、多くの国で農業が主要産業の地位を占めてはいるが、そのことと経済発展や産業構造転換をどの部門・産業が牽引しているかという問題は、実証的に区別されなければならないからである。この点を軌道分析の手法を創造的に適用することで空間的・時間的に分析した功績は高く評価されなければならない。

次に、G8 New allianceとGAFSPによって唱導されている民間部門（食品関連多国籍企業）の導入と世界的価値連鎖への定置という政策提起が事実上、農業発展と食糧安保の方向性を大きく市場主導型パラダイムへ転換させ、地域の小規模土地保有者の周辺化をもたらしめているという指摘も重要である。種苗、遺伝子操作、農薬などを順次取り上げ、主要多国籍企業の支配的地位とその弊害を具体的に指摘している点も重要であろう。その場合に有効な分析枠組みとして踏襲されている“Food regime”の視角を用いることで、農業発展の特徴的な生産組織、所得分配、交換様式、消費様式の違いにもとづいて第1レジーム（1870—1930年代）、第2レジーム（1950-1970年）、1980年以降第3レジームが時期区分されるわけであるが、この枠組みをサブサハラ・アフリカという特定地域にフォーカスすることによって、“Food regime”論のさらなる理論的發展に貢献することも期待できよう。

申請者は、以上のような状況を打開するために基本的かつ有用な概念として「生産能力‘productive capacity’」と「雇用吸収能力‘absorptive capacity’」とを区別することを提起している。たしかに、この概念それ自体は目新しいものではないとも言うが、グローバルな農業・食糧安全保障問題の解決を図るには、たんに食糧供給能力さえ充実させておけば事足りるというものでは決してなく、サブサハラ・アフリカ地域の社会的・政治的安定を図りつつこの課題を実

現する指標を指し示すものとしてその意義を評価したい。

申請者が依拠する政治経済学的観点をもっとも端的に示すものが、第3章で取り上げられる市場と安全保障と貧困とのトリレンマに関する分析である。'trickle-down' 効果に信を置き、多国籍企業・規制緩和・自由化・民営化の定式にもとづいて農業政策を提起する新自由主義に対して真っ向から対立する理論潮流として、社会学や文化人類学を基礎とする「農民運動」の立場が取り上げられている。農産品の「商品化」そのものに反対して農業関連多国籍企業の関与を排除しようする後者の立論が、はたして複雑極まる現実世界で実行可能性をもつものであるかどうかは厳しく問われなければならないだろう。しかし、理論的スペクトラムの両極とも言いえる二つの政治経済的立場をふまえつつ、第4章以下で具体的政策提起を試みる申請者の分析スタンスは高く評価されねばならないだろう。

さて、本学位請求論文の最大の貢献ともいえるべき実証分析の成果について述べたい。申請者によれば、農業発展と食糧安保の実現のためには、たんに農業部門だけに政策努力を集中してはならないのである。なぜならば、サブサハラ・アフリカ諸国では、1990年代以来、農業がその他産業に対する先導的地位を失っているからである。つまりそこでは、次の3つのパターン——すなわち、製造業先導・農業追従型経済、鉱業先導・農業追従型経済、農業・運輸先導型経済が成立している。したがって、製造業や鉱業の拡張こそが農業部門の発展の原動力であるとされる。このため、持続可能な形でアフリカ諸国が農業発展と食糧安保を実現する道は複数あり、農業だけに注力する「one-size-fits-all 政策」が成立しないと結論は、理論的な強い説得力を示しているだけでなく、今後のアフリカ開発政策を考える際に不可欠な視角を提供している。

さらに、軌道分析の手法を時系列に適応することによる成果も見逃せない。初期の構造転換段階では農業が主導的であるが、経済が徐々に成熟化

していくに従って製造業と鉱業が農業を先導する段階に至り、次に貿易、とりわけ輸出が設備投資を強化することによって製造業と鉱業を支え、間接的連関を通じて農業部門を支えるという3段階発展モデルは、今後の開発論研究の発展にも大きなインパクトを与えるものとなろう。

最後に、農業・食糧安全保障政策が何故機能不全に陥っており、それを克服するためには何をなすべきかという本学位請求論文が提起する根源的な問いに対して、具体的な政策提起として、能力主導型アプローチが提起されている。すなわち、まず対象を農村・都市・世界に三分割し、これらの間のインターフェイスをいかに確立するかという観点からの政策提起がそれである。詳細な政策課題がマトリックス状に示されるわけであるが、現実問題の複雑性を反映して遺漏なく必要政策項目が網羅されていることが逆にあだとなって、政策間の相互連関性・体系的がやや見えにくくなる恨みを否定できない。言い換えれば、今後の研究課題として、申請者の理論的・実証的成果の具体的な政策化が強く求められているわけである。

しかしながら、最後に触れたような要望はありつつも、本学位請求論文が形式的要件においても一貫した論理的体系的性においても学位請求論文として十分な質と量を備えているという点で、3名の審査委員の評価は一致した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

2015年12月8日(火)15時30分~17時30分、恒心館735号にて、公開審査会が行われた。会場には、3名の審査委員に加えて10名弱の院生が参加し、活発な議論が展開された。

審査会では、申請者による論文内容の概要の報告のあと、3名の審査委員による質疑応答が行われた。質疑応答では、各審査委員からの質問に対し、申請者からの追加説明も含めて適切な回答が得られた。具体的な論点としては、

- (1) 軌道分析に関する基本事項といくつかの技術的な問題(松原・板木委員)
- (2) "Population-centered"と表現されている申

請者の開発アプローチの意味内容に関する確認
(松田委員)

- (3) 能力主導型アプローチとこれまでのアプローチとの異同 (松原委員)
 - (4) 穀物生産拡大に伴う労働生産性低減の問題性 (自然な農業発展の道行であるのか、それとも小規模農家への投資拡大、集約農業への展開に向けた前段階なのか) (松原委員)
 - (5) 昨今アフリカ諸国で観察されている「未熟な脱工業化 premature deindustrialization」と製造業先導・農業追従型経済発展との関連 (たとえば、建設業などによる雇用吸収) (板木委員)
- といった諸論点が活発に議論された。

審査委員会としては、申請者がこれら諸論点に適切に応答し、確かな問題設定のもと首尾一貫した議論を展開している点を確認した。使用されている諸概念に関して今後いっそうの彫琢が望まれるといった要望はあるものの、それは申請者の今後の研究の発展をさらに促すものと理解され、本論文が博士学位論文としての形式要件と学術的水準を十分に満たしていると判断した。

以上から、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規程第18条第1項に該当することを確認し、RAJAONARISON 氏に、「博士 (国際関係学、立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：菖 蒲 誠
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2016年3月31日
学位論文の題名：
シュンペーターの人間類型論から見たリーダーシップ論-GMと日産をケース・スタディにして-
審 査 委 員：高橋 伸彰（主査）
山下 範久
猪木 武徳（青山学院大学 国際政治経済学研究科特任教授）

〈論文内容の要旨〉

本学位請求論文は、ヨーゼフ・A・シュンペーター（Joseph A. Schumpeter、以下シュンペーターという）が『経済発展の理論』初版（以下、初版と略す）で展開した企業者精神（Entrepreneurship、以下リーダーシップという）の理論に基づき、GMの破綻、および日産の凋落と再生をケース・スタディにして、「資本主義経済にとって特異な発展現象の動因」とシュンペーターが呼んだ「新結合」を実践するリーダーシップとは何かを論じたものである。本論文では、人口に膾炙している「新結合」を実践した者が企業者（以下、リーダーと同義で使う）であると説いた『経済発展の理論』第2版（以下、第2版と略す）ではなく、動態の人間こそが「新結合」を実践する企業者になり得ると説いた初版に着目して、「新結合」の実践とその成否がリーダーの人間類型とどのような関係にあるのかが事例研究によって明らかにされている。また、シュンペーターが初版でベンチャー的な企業者を念頭に置いて説いた「動態の人間（man of action）」によるリーダーシップ論を、現代のグローバル化した大企業の企業者に適用し、シュンペーター理論の射程を広げようという試みも行われている。

序章では、初版と第2版との違い、および第2

版で初版の人間類型論が大幅に書き換えられた理由などについて先行研究を参照に検討したうえで、なぜ本論文では初版に着目してリーダーシップ論を考察したのかについて申請者の問題意識が示される。

第1章では、危機に陥った企業においてリーダーによる「新結合」が行われずに破綻に陥った事例としてGMが取り上げられる。2009年のGM破綻時にCEOであったリチャード・ワゴナー（Richard Wagoner、以下ワゴナーという）は「破綻の危機を招いたのは世界金融危機であり、石油価格高騰であり、円安による輸入増加、そして全米自動車労働組合（United Auto Workers）である」と言って自らの経営責任に触れることなく、破綻の原因をすべて外的要因に転嫁した。しかし、より大きな破綻の原因は時代の要求に応える車作りを怠り、自動車金融の拡大で売り上げを伸ばすという企業成長の桎梏を、「新結合」によって克服できなかったワゴナーのリーダーシップ不足にあったと述べられる。

第2章では、生産現場で受け継がれてきた技術力と労使協調による組織力を軽視したうえに、十分な事前調査も行わずに金融機関からの安易な融資に依存し、成算のない海外進出によって膨大な有利子負債を重ねた石原俊（以下、石原という）の経営に、日産が経営危機に陥った根因があったと論じられる。リーダーシップ論の観点から見れば石原は、「新結合」の実践によって新しい価値を創造し企業を発展に導く動態の人間、すなわちリーダーではなかったと指摘される。

第3章では、カルロス・ゴーン（Carlos Ghosn、以下ゴーンという）が発揮したリーダーシップの内容について具体的に論じられる。日産の再生という使命を担い社長に就任したゴーンは、「Saving the business without losing the company」（会社・仲間を失わずに、事業を再生する）という信念の下、長年にわたり生産現場で働く従業員の間を受け継がれてきた技術力を始めとする現場力に再生のシーズが胚胎していると洞察し、組織横断型のCross Functional Team（以

下 CFT という) を活用して、現場力の「新結合」を実践したと述べられる。なお本章の議論はシュンペーターが説いたリーダーシップ論が、成熟化した資本主義の下における大企業の再生にも適用できることを示す事例研究にもなっている。

終章では、ワゴナー以前の GM の経営者や石原以前の日産の経営者のリーダーシップについても適宜言及したうえで、ワゴナー、石原、およびゴーンの間人間的な要素を一覧表で比較し、本論文で明らかになったこと、および残された課題について取り纏められている。

<論文審査の結果の要旨>

公開審査会における質疑応答を含む審査過程で明らかになった本論文の研究的な意義、特徴および独創性は以下の通りである。

<本論文の意義、特徴および独創性>

リーダーとなるためのテキスト的な研鑽を積み上げていけばリーダーシップを発揮できるようになると説く経営学的なリーダーシップ論ではなく、シュンペーターが『経済発展論』で示した「新結合」を実践した者こそが企業者であるという議論をベースにして、現代の大企業におけるリーダーシップ論を考察した点に本論文の意義が認められる。特に、第2版において大幅に書き換えられた企業者の人間像に関する叙述を、初版の議論に立ち戻りどのような人間が「新結合」を実践する企業者になるのかに焦点を当てて、理論と実証の両面から研究を行った点は独創的と言える。

シュンペーターは初版において、人間は指導者類型と服従者類型に分けられるという社会学の概念を応用して、人間を動態的人間と静態的人間に分類した。そのうえで、リーダーシップを発揮する企業者は人間類型的に見て動態的人間であると述べたが、第2版ではこうした企業者の人間像は背景に置かれ、既述したように結果的に「新結合」を実践したか否かを基準とするリーダーシップ論に書き換えられた。本論文では塩野谷祐一氏や中山伊知郎氏の先行研究を基に、初版と第2版の記述を比較したうえで、シュンペーター理論の革新

性は企業者という人間の問題として、資本主義経済における発展の動因を解明しようとした点にあることが示される。また、シュンペーターが初版の叙述を第2版で書き換えたのは、人間を前面に出すことが社会科学の分析として適切ではないと批判されることを懸念したからであり、リーダーシップ論における人間的要素の重要性を後退させたからではないと述べられる。

初版と第2版の間で変わったのは叙述の仕方であり、シュンペーターの理論でないことは先行研究でも指摘されていたが、本論文の研究面における貢献は理論的考察に止まらず、シュンペーターの人間類型に基づくリーダーシップ論を具体的に例証した点にある。すなわち、本論文の第3章では日産を再建したゴーンが再建過程でどのようなリーダーシップを発揮したかが詳細に検討され、シュンペーターの言う「新結合」がゴーンによって実践されたことだけではなく、その発言や行動の分析を通してゴーンが「動態的人間」であることも明らかにされる。その一方、第1章と第2章ではワゴナーや石原が「静態的人間」に分類され、二人とも在任中には「新結合」を実践しなかったことが示されている。

<公開審査会における質疑応答>

外部審査委員の猪木武徳委員は「全体的な読後感としては、大変むずかしいテーマに取り組み、完成までに8年を要したことも理解できる。全体の構成は非常によくできている」と評価したうえで、論旨の構造には不明瞭・不明確な部分も見られるとして次の3点についてコメントされた。第1は、20世紀初頭の時代にシュンペーターが概念化したアントレプレナー(起業家)と、現在におけるGMや日産の企業者を比較すると、例えば経営の規模、市場の状態、ライバル企業との関係で両者は必ずしも同じ概念とは言えない。本論文では両者が互換可能的に使われているが、両者の概念を論文の冒頭で整理しておけば論旨はより明確になる。第2は、「新結合」の成否においてワゴナー、石原、そしてゴーンといった企業者の人間類型が重要な要因になることは理解できるが、市場の動

向やライバル企業の対応など外的要因によっても「新結合」の成否は左右される。論文では企業者の人間類型だけで新結合の成否が決まるようにも読み取れるので、説得性を高めるためには書き方に工夫の余地がある。第3は、マイケル・ボランニーの言う暗黙知は「個人的知識」であり、「定義できない知識」である。これに対して論文ではゴーンがCFTの活用によって日産の暗黙知を引き出したかのような記述があり、これでは暗黙知が伝達可能な知識として捉えられているように見える。この箇所は暗黙知という言葉を使わずにCFTが具体的にどのような形で現場の情報の再編成を行ったのかを、具体的に述べたほうが論文としての説得性は高まるだろう。

また、山下範久委員は、企業の盛衰には単一の要因に帰することのできない多様な要因が潜んでいるが、本論文では一貫してリーダーの人間類型に焦点を当てて論じられている点は論文の体系性として評価できるとしたうえで、次の3点について質問が行われた。第1は、猪木委員のコメントとも重なるが、日産を復活させたゴーンが実践したどの部分が「新結合」、あるいは「新結合」を実践する条件を提供したのか。第2は、クリステンセンの『イノベーションのジレンマ』に見られるような最近のイノベーションの理論とシュンペーター理論の関係をどう捉えるのか。第3は、論文から少し離れるが、大企業が社内にあるシーズを新結合してイノベーションを試みた例として富士フィルムの例がある。富士フィルムの場合、フィルム事業そのものがなくなるという危機の中で新しい事業にチャレンジしたが、日産の場合は自動車事業の存続を前提に「新結合」に取り組んだ。両者の復活・再生の事例の間にはどのような違いや関係があるかと考えるか。

申請者からは猪木委員のコメントに対し、シュンペーターが初版で述べた起業者と現代の企業者の概念が異なることは認識していたが、論文における概念整理には不十分な点があった、また、「新結合」の成否については多様な要因があることは

理解していたが論文では人間類型論でどこまで説明できるかを試みた、さらにゴーンの引き出した暗黙知については「現場力」の意味で用いた、誤解がないような書き方に改めたい、との回答があった。また山下委員の質問に対しても、大きな危機に直面したときに、それをどう克服するかという展望をもってターゲットデイトを定めることができるか否かが、時代と分野を超えて「新結合」を実践するリーダーの人間像であるという申請者の総論的な認識が示された後、個別の質問について回答が行われた。

2016年1月25日(月)10時00分~11時30分、恒心館735号において本論文の提出を受けて公開審査会を行った。審査会では申請者から論文の要旨について報告があった後、上記の通り忌憚のない意見交換や質疑応答が行われた。審査会での応答、および審査会終了後の審査委員間での審議の結果、本論文には概念の整理や、論旨の構造、および最近のイノベーション理論との関係などの面で修正、発展させるべき論点は残されているものの、取り組んだテーマの困難さと論文で明らかにされた研究面への貢献を判断すると、本論文は博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという点で3名の審査委員の評価は一致した。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文は博士学位論文として本文だけで10万字を超えており、字数面での要件を満たしているほか、論文の構成についても全体として一つのテーマを追求する一貫性を備えており、注、文献リスト一覧についても日本語・英語の文献について、それぞれ適切な様式で作成されていると判断された。

以上から、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規程第18条第1項に該当することを確認し、菖蒲誠氏に、「博士(国際関係学、立命館大学)」の学位を授与することが適当であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：申 鉉 晳
学位の種類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2016年3月31日
学位論文の題名：
韓国憲法における平和条項の規範と現実
—民主化、憲法裁判所、「二つの法体系」論—
審査委員：君島 東彦（主査）
西村 智朗
稲 正樹（国際基督教
大学教養学部客員教授）

<論文内容の要旨>

近代市民革命によって近代成文憲法が成立した当初から、憲法は国家による武力の保持と武力の行使を規制する条項——平和条項——を持っているのが通例である。世界の憲法学は憲法平和条項に関する研究を蓄積している。申鉉晳（シン・ヒョンオ）氏の本学位請求論文は、大韓民国憲法の平和条項に関する研究である。

本論文の内容を的確に理解するために、ここでは機械的に章立てにしたがって要約するのではなく、著者の思考・考察の流れにしたがって、章立てとは多少異なった順序で、本論文の内容を要約しておきたい。

韓国の憲法現象を見た場合、2000年代以降、憲法裁判所が憲法平和条項について積極的に判断を下すようになったことは顕著な現象といえる。とりわけ、(1) 韓国憲法5条（侵略戦争放棄、国土防衛軍としての韓国軍）とのかかわりで、憲法10条（人間としての尊厳・価値、幸福追求権）および37条（憲法に列挙されていない権利）を根拠とする平和的生存権（侵略戦争から免れて平和に生きる権利）の主張、裁判所による権利の承認および否定、(2) 憲法19条が保障する良心の自由の内容としての良心的兵役拒否の権利の主張とその否定、という2つの領域において、市民社会組織による憲法的平和保障の主張（憲法裁判所

への提訴）と憲法裁判所による応答（承認と否定）のダイナミックな展開が見られた。

これらの2つの論点について、本論文は、第2章「韓国憲法の平和条項に関する議論（その1）——平和的生存権に関する憲法裁判所判例の検討」と第3章「韓国憲法の平和条項に関する議論（その2）——良心的兵役拒否に関する憲法裁判所判例の検討」において、憲法裁判所の判例を、その当事者、判例法理、裁判官の立場について非常に詳細な分析を行い、判例の意義と限界を明らかにしている。

これらの判例において、何ゆえに平和保障の限界——安全保障を理由とする人権保障の制約——があるのかを探っていく中から、著者は、憲法の平和条項を中心とする平和保障規範の体系（憲法体系）と、兵役法・国家保安法・韓米相互防衛条約等を中心とする安全保障規範の体系（安保法体系）の相互対立的並存があることを別出した。

2000年代以降の憲法裁判所による憲法平和条項の再発見を準備したものは、1980年代の民主化による第六共和国憲法の制定（1987年）であり、また民主化以降の市民社会組織の成長である。現行の第六共和国憲法5条（侵略戦争放棄、国土防衛軍としての韓国軍）は2000年代以降注目されるようになるが、この平和条項は文言の多少の変化はあるにせよ第一共和国憲法6条（1948年）以来現行憲法5条に至るまで一貫して韓国憲法の重要な条項であり続けている。著者は、この平和条項の成立過程から今日に至るまでの歴史を跡づけている（第1章第1節・第2節）。続いて、この平和条項を制約することになる兵役法、国家保安法、韓米相互防衛条約という安保法体系の流れについて説明している（第1章第3節）。また、2000年代以降に憲法裁判所の判例を引き出した市民社会組織が、1980年代以降成長してくるプロセスを述べたうえで、2000年代以降の平和的生存権論を準備した1970年代以来の憲法平和主義研究の蓄積を振り返っている（第1章第4節）。

本論文のライトモチーフは、現在の韓国においては、憲法的平和保障を志向する憲法体系とそ

それを制約する兵役法・国家保安法・韓米相互防衛条約等の安保法体系が相互対立的に並存しており、その相互対立あるいは矛盾が、たとえば憲法裁判所の判例にあらわれているということである。韓国憲法の平和条項に関する著者のこのようなどらえ方は、日本の憲法学者・長谷川正安の「二つの法体系」論から示唆を得たものである。長谷川の「二つの法体系」論とは、戦後日本においては日本国憲法9条を最高法規とする憲法体系と日米安保条約——地位協定——特別法というもう1つの法体系（安保法体系）が互いに矛盾しつつ並存しているという認識である。第4章において、著者は長谷川の「二つの法体系」論とそれをめぐる日本の憲法学界の議論を紹介したうえで、長谷川に示唆を得た著者の「二つの法体系」論で韓国の憲法現象を説明している。そして、韓国において、安保法体系による制約を乗り越えて憲法平和条項の十全な実現をめざすための課題を探っている。

戦力不保持・交戦権否認を規定する日本国憲法9条2項があるため、憲法体系と安保法体系の相互対立・矛盾が明確にあらわれる日本の「二つの法体系」論と比べると、侵略戦争放棄・国土防衛軍としての韓国軍を規定する韓国憲法5条を持つ韓国の憲法体系と安保法体系の相互対立・矛盾——韓国の「二つの法体系」論——は複雑になる。韓国の「二つの法体系」は、侵略戦争を放棄し、韓国軍を専守防衛（個別的自衛権）の枠内に抑制することを追求する憲法体系と、それから逸脱して集団的自衛権行使へ踏み込んでいく傾向を持っている韓米相互防衛条約等の安保法体系との間の緊張関係である。

日本の「二つの法体系」は日本の敗戦後のいわば平時の問題であるのに対して、韓国の「二つの法体系」は、朝鮮戦争後の休戦協定体制——いわば「不完全な平和」——のもとでの問題であり、安保法体系による制約がより強くあらわれる状況にあるといえる。韓国の「二つの法体系」を克服して、憲法平和条項のより十全な実現をめざすためには、休戦協定体制を恒久的な平和協定の体制

——いわば「恒久的な平和」——へ変えていくことが必要になる。これは韓国憲法4条が規定する朝鮮半島の平和的統一の方向性を模索するということである。これは韓国の市民社会組織が追求している方向性でもある。終章において、著者はこれらのことを述べて、本論文を締めくくっている。

〈論文審査の結果の要旨〉

論文審査の結果、審査委員会は、本学位請求論文を以下のように高く評価した。

第一に、本論文は、これまで韓国語および日本語で書かれた韓国憲法の平和条項に関する研究として、もっとも包括的で、もっとも詳細な研究であり、かつ深い分析、大きな問題提起を含んでいる。韓国憲法の平和条項の研究に関しては、韓国・仁荷大学法科大学院の李京柱教授の研究がもっとも重要なものであるが、著者は李京柱教授の研究成果をすべて消化したうえで、李教授自身へのインタビューや韓国の平和研究の第一人者・李大勲氏へのインタビューも行ったうえで、本論文をまとめている。本論文は、李京柱教授の研究成果を踏まえたうえで、それを更に推し進めるものであるといえる。審査委員会は、研究遂行のための基本的枠組の設定、議論の進め方、結論に至る論証のプロセス、結論自体に関して、本論文は非常にすぐれていると判断した。

第二に、憲法平和条項の研究については、世界全体を見渡してみても、研究の広さと深さにおいて、日本における研究がもっとも進んでいると思われるが、著者は日本における憲法平和条項の研究成果を十分に吸収・消化したうえで、そこから学んだ認識および分析概念を韓国の憲法現象の分析に適用して、説得力のある分析を行っている。本論文は比較憲法研究の重要な成果である。韓国、日本、世界の憲法平和条項研究に対する重要な貢献であるといえる。

第三に、本論文は、韓国憲法の平和条項について、憲法学的な考察のみならず、憲法史・政治史に関する史的考察、民主化および市民社会組織の成長に関する政治学的な考察、そして朝鮮半島を

めぐる国際関係論的・平和学的考察等々、問題を非常に多角的・包括的・動的にとらえており、一面的・静態的な判例研究をはるかに超える広さと深さを持っている。国際関係研究科博士後期課程の研究環境を活かした研究成果として高く評価しうるのである。

しかし同時に、本論文が、更に考察を深め、分析を精緻化すべき課題を含んでいることも指摘しておきたい。

第一に、著者は——さらにいえば李京柱教授の研究にもいえることであるが——「韓国憲法5条（侵略戦争放棄、国土防衛軍としての韓国軍）が許容しているのは個別的自衛権行使までであり、集団的自衛権行使は許容していない」という解釈をとっていて、これが「個別的自衛権までは許容する憲法体系」と「集団的自衛権行使まで拡大しかねない安保法体系」の対立という「二つの法体系」論につながっていくのであるが、この点については異論——5条は集団的自衛権も許容しているのではないか——がありうる場所であり、この点に関する自説の精緻化・補強が求められるであろう。

第二に——これは第一の点と関係するが——、日本における「二つの法体系」は、日本国憲法9条という徹底した平和主義の条項にもとづく憲法体系と、日米安保条約という軍事同盟に傾斜していく条約にもとづく安保法体系との間の矛盾・対立であるので、二つの法体系の間の矛盾・対立が明確であるのに対して、韓国における「二つの法体系」は、法制定・憲法改正・条約締結という時系列的にも、韓国軍の存在を前提にする平和条項という内容においても、矛盾・対立は複雑に入り組んでおり、韓国における「二つの法体系」の矛盾・対立をできるだけ正確・丁寧に説明しうる精緻な理論化が必要であろう。本論文はこの点で不十分さを残している。

第三に、本論文は、韓国憲法における平和的生存権、良心的兵役拒否について、すぐれた現状分析を行っているが、これらの人権について、その意味内容をさらに深化、明確化する研究が期待さ

れるところである。また、憲法裁判所による憲法平和条項実現の条件・可能性の探究も研究課題となろう。

第四に、韓国における「二つの法体系」の克服の方向性として、著者は朝鮮戦争の休戦協定体制を恒久的な平和協定の体制へ変えていくことを主張しているが、この方向性を追求するためには、東北アジアにおける安全保障の研究——現状分析と変革の条件・可能性の探究——を必要とするであろう。これは著者の今後の研究課題として期待したい。

最後に、博士論文としての形式的要件については、本文合計約15万5千字以上の字数であり、要件を満たしている。また、論文の構成についても、「二つの法体系」という分析概念で韓国憲法の平和条項をめぐる現象をとらえる視点が論文全体を貫いており、きわめて理論的一貫性の高い論文構成である。注は法学論文の形式で整っており、文献リスト一覧についても、日本語・韓国語・英語の文献について、それぞれ適切な様式で作成されている。

公開審査会終了後、3名の審査委員は、本論文が博士学位論文としての形式要件と学術的水準を十分に満たしているとの判断で一致した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の提出をうけて、2016年1月29日（金）10:40~12:10、恒心館735号において公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告のあと、3名の審査委員による質疑応答が行われた。質疑応答では、各審査委員からの質問に対し、専門的な議論をふまえて適切な回答を得られた。

なかでももっとも議論になったのは、「二つの法体系」論に関する日韓の異同と韓国における「二つの法体系」克服——憲法平和条項のより十全な実現——の方向性についてであった。質疑応答の中で、日本の「二つの法体系」は2つのピラミッドであるのに対して、韓国の「二つの法体系」は入り組んだモザイクである、という示唆や、韓国

〈学位論文要旨および審査要旨〉

における平和的生存権の意味内容として、憲法4条（朝鮮半島の平和的統一）の実現を期することが平和的生存権の内容の一部を構成するのではないかというコメント等があり、申請者の今後の研究課題を指し示した。

以上から、当委員会は、論文審査および質疑応答を通して、本学学位規程第18条第1項に該当することを確認し、申鉉旰氏に、博士（国際関係学、立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：宋 基 栄
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2016年3月31日
学位論文の題名：
米韓同盟関係下の韓国の同盟関係国家ポジションに関する研究
—韓国の南ベトナムに対する非戦闘兵及び戦闘兵援助期を中心に—
審 査 委 員：中戸 祐夫（主査）
文 京洙
尹 健次（神奈川大学
外国語学部名誉教授）

<論文内容の要旨>

本論文は韓国が南ベトナムに非戦闘兵および戦闘兵を援助した時期に焦点をあてて、米韓同盟関係における韓国の同盟関係国家ポジションの変化について実証的に考察するものである。1954年に米韓相互防衛条約が締結されてから1960年代の初頭までの米韓同盟関係は米国の一方的な援助と韓国の米国への依存という同盟関係が形成されてきた。しかし、本論文は韓国が南ベトナムへの非戦闘兵および戦闘兵の援助を通して、韓国の同盟関係における国家ポジションが上昇することによって、対米影響力が上昇した点を論じている。とりわけ、本論文では、軍事作戦統制権に着目し、朝鮮半島では韓国軍の軍事作戦指揮統制権を在韓米軍司令部が保持している一方で、南ベトナムでは韓国が非戦闘兵および戦闘兵に対する軍事作戦指揮統制権を保持することによって、国家ポジションが変化した点に着目している。

本論文は次のような構成となっている。序章においてまず、本研究の目的と意義を明確にし、先行研究の成果と限界および課題を明らかにしている。また、本研究で活用する基本概念をR・コヘインの同盟モデルを参考にして構成し、米韓同盟関係における韓国の米国に対する影響力を分析するための分析枠組みを提示している。次に、第1

章から第3章において、非影響力国家ポジション期（1953～64年）、制限的影響力国家ポジション形成期（65～67年）、制限的影響力国家ポジション維持努力期（68～73年）の3つの時期について事例研究を行い、韓国の国家ポジションの変化と対米影響力の変化をそれぞれの時期について検証している。そして、終章においては、本研究の3つの時期における対米影響力と国家ポジションの変化を要約するとともに、本研究が現在の米韓同盟関にいかなる意味をもつのかについて論じている。

<論文審査の結果の要旨>

本論文審査の結果は次のようにまとめられる。

第1に、韓国のベトナム派兵に関する韓国および米国の先行研究を年代別にとりあげて検討し、それらの到達点と課題を明らかにし、本研究の課題と意義が明確に設定された点が確認された（審査委員会）。とくに、先行研究の整理と先行研究では明らかではなかった課題の提示については適切なものとして評価された（尹委員）。

第2に、これまでの主たる先行研究では、米韓関係は大国と小国の非対称的な同盟関係にあるために、南ベトナムへの派兵を韓国の受動的な対応とするものや、反対に、韓国の経済成長にもなつて韓国が一定の自律性や対米影響力をもった点が主張されてきたが、本研究では、韓国の国力が増大しない場合であっても、米国にとって戦略的に重要な地域（南ベトナム）への派兵をとおして韓国の国家ポジションが変化し、その結果、韓国の対米影響力が上昇した点を明らかにしている点でこの分野における研究上の新しさが認められた（審査委員会）。

第3に、これまでの米韓同盟関係に関する多様な議論のなかで、これまであまり論じられてこなかった戦時の指揮統制権の問題に焦点を当ててひとつの論点を提示したこと、また、近年になって新たに開示された一次資料を積極的に活用し、丁寧に実証した点について本研究は高い意義があると評価された（文委員）。

本論文審査では以上のような評価がなされたが、同時に、次のような論点や課題および問題点も提起された。

第1に、米韓同盟関係の形成、発展、展開というプロセスの通過点のなかで、ベトナムにおいて韓国が戦時の指揮統制権をもったということほどのような意義があるのかについて議論がなされた(尹委員)。

以上の点と関連して、第2に、米国と韓国の関係はその軍事的関係も含めて、東アジアひいては世界の情勢変化との関連で考慮するのが適切であり、また、1970年代以降の南北関係、韓国の経済成長、韓国国内での政治的緊張、民主化運動の激化、それにアメリカの軍事的戦略などとの関連からも考える必要があるのではないのかとの指摘がなされた(尹委員)。

また、第3に、韓国の国家ポジションの確保や対米影響力の上昇に関連して、なぜアメリカが南ベトナムにおける指揮統制権を韓国に与えたのかについてより詳細な議論をするのが望ましい。とくに、統制権をめぐるアメリカではどのような議論があったのか、また、実際にはどういう戦闘があり、アメリカがどのように行動したのかといった具体的な記述があるとよりよい論文になったと思われる。(尹委員)。

したがって、第4に、南ベトナムへの韓国軍派遣、そしてその軍事指揮統制権のあり方が韓米関係全体にどれだけ変化を及ぼしたのかは議論の余地があろう。とくに、その後の冷戦構造の変化、世界のグローバル化の流れを踏まえて、米韓関係全体のなかで軍事統制権問題を位置付けてみるのも必要ではないか(尹委員)。

その他、第5に、国家ポジション、統制権、米国への影響力の関係においてやや不明確な点があり、より整理して議論をするよりよかつたのではないか(審査委員会)。たとえば、韓国の米国への影響力の変化についていくつかの具体的な例を挙げて説明がされている点はわかりやすいが、影響力の変化を示す際の基準をより明確に提示したうえで議論を展開するとより説得力が増したと

思われる。

最後に、日本語での論文に関連して、日本語を母語としない留学生としては十分な水準に達成しているが、日本語表記としてやや不自然であったり、わかりにくい表現や記述があったりすることが指摘された。学位論文として完成度を高めるために、より厳密な記述が求められた。(審査委員会)。

当審査委員会は、宋基栄氏の学位請求論文の内容、公開審査会における報告および質疑応答を通して、同盟理論の基礎的な概念の検討を行って分析枠組みを再構築し、公開一次資料を最大限活用して韓国のベトナム派兵の3つの時期について事例分析を通し、米韓同盟関係における韓国の国家ポジションの変化を検証するという試みに置いて一定程度成功していることを確認した。

公開審査会の過程では、米韓関係における統制権をめぐる様々な論点やいくつかの問題点も提起された。しかし、本論文は米韓関係の全体を論じたものではないこと、また、本論文の基本的な主旨として、あくまでも統制権に着目した米韓同盟関係の制限的な変化を解明することに論文の課題を設定しているために、これらの議論は重要な論点ではあるが、本論文において明らかにされた意義を損なうものではないことが確認された。また、上記の指摘も今後の研究課題として明らかにすることでよりよい研究成果が生まれると判断されたために、宋基栄氏が課程博士学位に相応しい能力を有することが確認された。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

本論文の公開審査は、2016年4月21日(木)16時30分～18時00分まで恒心館729号教室にて行われた。

審査委員会は、学位申請者が本学学位規定第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、十分な学識を有し、博士論文に相応しい学力を有していることを確認した。

以上のように、論文審査および学力確認の結果、当審査委員会は、立命館大学学位規程第18条第

立命館国際研究 29-3, February 2017

1項、2項に基づき、宋基榮氏に「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することが適

当であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：田 中 直
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2016年3月31日
学位論文の題名：
東西ドイツにおける「国民的記憶」の形成
と変容：第二次世界大戦とホロコーストを
中心に
審 査 委 員：中本 真生子（主査）
山下 範久
高橋 秀寿

〈論文内容の要旨〉

本学位請求論文は、東西ドイツにおいて、第二次世界大戦、特にホロコーストの記憶が、それぞれどのように「国民的記憶」とされていったのかを明らかにし、その形成と変容過程を再構成することにより、ドイツにおける「過去の克服」を再考しようとするものである。現在、ホロコーストを「われわれの罪」として引き受けるドイツの過去との向き合い方は「過去の克服」として高く評価されている。このような「国民的記憶」は、第二次世界大戦後の西ドイツにおいて形成され、統一ドイツに引き継がれたものであるが、実は戦後一貫して実行されてきたものではなく、当初は政府の政策と国民の意識レベルでは大きな乖離があった。これまでの研究では、1980年代に入ってから、国民の意識レベルにおいても、「われわれの罪」として認識されるようになったということが確認されているが、その原因については、未だ議論が続いている状況である。本論文では、記憶の機能の変化に注目し、西ドイツにおける「国民的記憶」の転換を説明しようとする。同時に、これまで言及されることが少なかった東ドイツにおける「国民的記憶」の形成と変容についての実証的な研究を行い、さらにそれが「全体主義的な悪しきもの」として、統一後のドイツで消し去られていった過程を丹念にたどる。現在のドイツの国是ともいえるべき「過去の克服」の背後に存在す

る諸問題を明らかにしようとする点において、従来の研究にない知見を提示するものであり、ドイツ研究および「記憶」研究にとって、非常に重要な意味を持つ研究であると言える。

第1章「西ドイツにおける〈国民的記憶〉の形成と転換」では、西ドイツにおける「国民的記憶」の特徴とその「転換」の原因が分析されている。まず、「過去の克服」につながる西ドイツの「国民的記憶」に関する先行研究が丁寧に整理される。西ドイツでは第二次世界大戦直後から、政府レベルでの「ナチスの犠牲者への謝罪と補償」および「ナチスの犯罪に対する司法での刑事追訴と処罰」が実行されてきた。しかしながら、国民の意識というレベルで見ると、1960年代までは、第二次世界大戦に関しては、連合軍（特にソ連）による攻撃および戦後の国境変更に伴う難民化という「犠牲者としてのわれわれ」という意識が圧倒的に大きく、またホロコーストに関しても「知らなかった」、ナチスについても「（戦後の混乱や困窮に比べると）安定していた良い時代」という意識が多数派であった。それが1980年前後に劇的に「転換」し、「われわれの罪」（＝加害者としてのわれわれ）として認識されるようになる。本研究は、その「転換」の原因について、これまであまり指摘されていなかった、1970年代の人口構成の変化と「記憶」の変化（コミュニケーション記憶から文化的記憶へ）の関係や、日常史、社会史という新しい歴史学の潮流が西ドイツの一般の人々に与えた影響について詳細に論じ、この「転換」に関して新しい視座を提供する。さらに、東ドイツからの西ドイツ批判や、西側諸国との関係が、この「転換」と、「過去の克服」の大きな要因となっていることも明らかとなった。

第2章「東ドイツの〈国民的記憶／歴史〉とその変容」では、東ドイツがどのように第二次世界大戦およびホロコーストを扱っていたかについて、東ドイツ時代の現代史教科書を史料として詳細な分析が行われている。東ドイツの歴史観や歴史教育については、統一後に、主に西ドイツの研究者から「全体主義的」「画一的」であり「政治

利用され」ていた、また「ホロコーストについても、全く教えられていなかった」等の批判にさらされ、ある意味消し去られたと言える。本章では、その東ドイツの歴史観や「東ドイツ国民の記憶」を再度構成し、分析することが試みられる。具体的には、教科書を出版年ごとに分析し、第二次世界大戦とホロコーストに関する記述の変化を詳細に炙り出し、それと各々の時期の国際関係や西ドイツとの関係との連動を明らかにしていく。その結果、大戦直後の「連合軍（主に英米）の被害者であるわれわれ」という自己認識から、「ナチズムと戦う抵抗闘士（＝共産主義者）たるわれわれ」へと、教科書に現れる自己像がシフトしていったこと、国際関係、特に西ドイツとの関係を反映して、記述が変化していたこと、さらにホロコーストに関しては、「ナチズムの蛮行」という位置づけで、初期の教科書から一貫してかなり詳細に記載され、教えられていたことが明らかとなった。しかしホロコーストに関しては、あくまでも「ナチスの罪」であって、決して「われわれの罪」という位置づけにはなっていなかったことも確認された。

第3章では、「記念政策」という観点から、東西ドイツにおける第二次世界大戦およびホロコーストに関する「記念碑」の分析を行い、それぞれの国家における「国民的記憶」の変化の過程を提示すると同時に、統一後、それらがどのように扱われたかを考察する。その結果、第1章、第2章で見た東西ドイツの「国民的記憶」の形成および変容が、「記念碑」という目に見える形にどのように映し出されていたのかが、改めて明らかになる。その上で、統一以降のドイツにおける記念碑の変容（主に旧東ドイツの記念碑の撤去や意味の書き換え）、さらには新たな記念碑の建立についての分析が行われる。東ドイツの記念碑は、その多くが撤去されたこと、残されたものには「全体主義的な東ドイツの象徴」という新たな意味が与えられ、「ナチズムと東ドイツという、二重の克服すべき過去」という新たな意味が与えられたこと、それが旧東ドイツ国民に、経済的な側面だけでは

なく心理的な側面における「二級市民」意識を植え付ける原因となったことが指摘された。

<論文審査の結果の要旨>

審査委員会は審査の結果、本学位請求論文に対して以下のような評価を行った。

本論文は、東西ドイツにおける国民的記憶の形成および変容について、第二次世界大戦およびホロコーストの記憶の表象に焦点を当てて分析したものであり、歴史学にも、社会学的にも高い学問的意義を認めることができる。「東」「西」というイデオロギー的な見方を超えて、それぞれの国民的記憶の「歴史的な構築過程」を提示した点は、高く評価できる。19世紀以来、血統主義的な国籍法のもと、「血統共同体」的な性格を強く持っていたドイツがは、第二次世界大戦後、二つに分裂することにより、「記憶の共有と現在への同意」という、人々の「意志」を重視する方向へと転換せざるを得なかった。そのため両ドイツにおいて「記憶」の地位が、国家形成および正当化の主要な要素となった。ドイツにおける「過去の克服」の背景には、このような「記憶」と「国民」の関係が存在している。それを明らかにした上で、本論文は、「〈過去の克服〉を果した国ドイツ」という一般的なイメージに対して、①西ドイツにおける「過去の克服」に至る過程の詳細な分析、②東ドイツという「もう一つのドイツ」における「国民的記憶」の存在、さらに③記念碑から見えてくる「記念政策」の分析を通して、「過去の克服」が決して一貫して追求されてきたものではなく、時代や国際関係に応じて変容してきたものであること、「自国の正当化」のために利用されるという側面を持っていることを明らかにした。統一ドイツにおいては、ホロコーストの記念碑建立は「(犠牲者のためというよりも) 私たち(ドイツ人)のために」行う、とさえ言われ、その陰で旧東ドイツの歴史家、歴史観、記憶は徹底的に否定され、排除された。このことを明らかにした点において、本論文は「過去の克服」の脱神話化に貢献していると言える。

さらに本論文の独創的な部分として、旧東ドイツに注目し、実証的な研究を行っている点が評価できる。「もう一つのドイツ」では、どのような教育が行われ、第二次世界大戦やホロコーストがどのように描かれていたのかが、教科書という史料を中心に、時代ごとの変容を含めて詳細に分析されており、これまであまり知られることのなかった東ドイツの教育や歴史観の実態が提示されている。それに加えて、東ドイツにおいても「国民的記憶」が一国内で完結するものではなく、常に外部との関係で規定され、変容するものであることが明らかとなり、その点で、西ドイツの「国民的記憶」との類似点も確認される。また、「記念碑」の変遷に注目することにより、東ドイツの「国民的記憶」が統一後、ほぼ完全に消去され、西ドイツのものへと書き換えられていく状況が詳細に描き出されており、一般に肯定的に捉えられる「統一」の背後にある「勝者による敗者の記憶の抹殺」「西による東の植民地化」の実態が明らかになった点も興味深い。

本論文の理論的な貢献としては、「国民的記憶」に関して、それが一国内の諸要因によってのみ形成、変容されるものではなく、常に「外部」（近隣諸国やその他の国際関係）との関係によっても規定され、変容するものであることを明らかにした点にあると言える。また「血統主義的」とされるドイツにおいてさえ、このように「(国民的)記憶」という主意主義的な側面が国民の定義や正当化に大きな役割を果たしたこと、分裂していた時期のみならず、統一後も果たし続けていることを提示した点も、今後の「記憶」をめぐる研究に大きく役立つと言えよう。

実証的な分析については、東ドイツ時代の歴史教科書という一次史料を詳細に検討し、全版を通して比較、分析した点が高く評価できる。また、東西両ドイツの「記念碑」の建立と意味の変遷についても、時代ごとに細かく提示し、設立背景、利用のされ方、意味づけの変遷を、現地調査に加え、二次史料も使用しつつ、詳細に調査、整理し、その上で分析した点が評価できよう。

その一方で、問題点もいくつか指摘される。第1章の西ドイツ、第2章の東ドイツについては、扱う史料や分析視座がやや異なっており、その結果、西ドイツに関しては「下から」の記憶形成、東ドイツに関しては「上から」の記憶形成が分析されているという問題点が挙げられた。また、東ドイツの教科書分析については、主に西ドイツや西側諸国との関係による内容の変化については分析されているが、そもそもソ連、そして東側陣営内の国家の教科書、という性格をもっと分析する必要があるという点も指摘された。これらの点については、今後の研究でさらに検討し、分析していく課題として残されていると言える。このことから逆に、この研究が本論文で完結するものではなく、さらに広がっていく可能性を持つものである、ということも言えよう。

博士論文としての形式的要件としては、全体で8万字を超えており、また一次史料、二次史料についても、ドイツ語、英語および日本語の史料、文献が適切に使用、分析されている点から、要件を満たしている。論文の構成としては、西ドイツ、東ドイツ、両ドイツの比較と統一ドイツ分析、と並んでおり、一貫した体系的構成になっていると言える。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

2015年12月23日(水)、本論文の提出を受けて、公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告の後、3名の審査委員による質疑応答が行われた。質疑応答では、「国民的記憶」に関して、そこに存在する権力闘争についてはどう考えるのか、という点や、「国民的記憶」とイデオロギーとはどのような関係にあるのか、また「コミュニケーション的記憶」から「文化的記憶」へ、という西ドイツに関して指摘された「記憶の変化」は、東ドイツにおいてはどうかであったのか、といった質問が出され、それぞれについて真摯な回答が得られた。その上で、「国民的記憶」をさらに考察するために今後扱うべき史料や、東ドイツの教育、教科書、そして「記憶」を、「東欧」

という枠組みで再検討する必要性などが議論された。これらの課題は、この研究テーマがさらに発展する可能性を持つことを示しており、本論文は、博士學位論文としての形式要件と学術的水準を満たしていると判断される。

以上のことから、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規定第18条第1項に該当することを確認し、田中直氏に、「博士（国際関係学、立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：山 川 卓
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：（西暦）2016年3月31日
学位論文の題名：
現代クロアチアにおけるマイノリティ保護
政策に関する研究
—ネーション化とヨーロッパ化の弁証法的
相互作用を通して—
審 査 委 員：南野 泰義（主査）
龍澤 邦彦
遠藤 乾（北海道大学
公共政策大学院教授）

〈論文内容の要旨〉

山川卓氏の課程博士学位申請論文「現代クロアチアにおけるマイノリティ保護政策に関する研究—ネーション化とヨーロッパ化の弁証法的相互作用を通して—」は、クロアチアにおけるセルビア人難民政策とロマ保護政策を事例として、クロアチアのネーション形成のダイナミズムとそこに現れるナショナリズムのあり方を分析した研究である。本論文の構成および各章の概要は、以下の通りである。

〈構 成〉

凡 例

序 論

第一章 個別主義と普遍主義の弁証法的関係

第一節 政治的共同体

第二節 国民国家のネーション化とヨーロッパ化

第三節 近代クロアチアのナショナリズム運動

第二章 ユーゴスラヴィア連邦時代におけるクロアチアのナショナリズム運動

第一節 ユーゴスラヴィア連邦の政治的イデオロギー

第二節 「クロアチアの春」

第三節 社会主義イデオロギーの失墜と複数

政党制の導入

第四節 ネーション化の契機

第三章 セルビア系難民の帰還をめぐるネーション化とヨーロッパ化の相克

第一節 ユーゴスラヴィア紛争と難民

第二節 難民政策をめぐるネーション化とヨーロッパ化

第三節 セルビア系難民帰還の実態：住居問題

第四節 難民政策から見るクロアチア・ナショナリズムとヨーロッパ化

第四章 ロマ保護政策とヨーロッパ化

第一節 ロマ保護の方法：再配分と承認

第二節 ヨーロッパ統合におけるロマ保護

第三節 クロアチアのロマ保護政策

第四節 ヨーロッパ化によって正当化されるネーション化

第五章 現代クロアチアのマイノリティとナショナリズム

第一節 マイノリティ保護政策のネーション化とヨーロッパ化

第二節 ヨーロッパ統合におけるナショナリズムの意味

結 論

参考文献

〈各章の概要〉

序論において、本研究の問題意識、研究対象、先行研究の分析、研究意義と目的が明示されている。ここではまず、山川氏は、国民国家を近代という特定の時代背景の中で生まれた政治体制であり、時代的・空間的な課題に応じて変容してきたものとして捉えている。そして、その体制とイデオロギーが現代という時代状況において、どのように変容しつつあるのかという問題意識から、ネーションとナショナリズムをめぐる先行研究についての整理がなされている。そこで、①ネーションの構成員がすべて同じ意識を共有するものとして理解する「集団主義」的傾向、②資本制とそれに基づく生産力の発展によってネーション形成が主導されたとする傾向、③近代におけるネーション

ン形成に前近代的な要素がどのように影響したのかという視点が弱いなどの傾向が見られたとしている。それゆえ、これまでの先行研究を乗り越えるためには、どのようにネーションが形成されていったのかというプロセスに着目し、具体的なネーション形成過程のダイナミズムをリアルに把握する必要性があると指摘している。その上で、山川氏は、ロジャース・ブルーベイカーの「ネーション化」と「ヨーロッパ化」なる概念装置を援用して、クロアチアにおけるネーション形成のダイナミズムに接近するとしている。

独立後のクロアチアにおける「ネーション化」と「ヨーロッパ化」の過程に関わる先行研究について、山川氏は、1990年代のクロアチアを取り巻く政治状況を詳細に分析している点を積極的に評価しつつも、「民主化」過程に影響を与える環境要因に着目する一方で、各政治勢力が掲げるイデオロギーの内実については、研究の焦点から外れており、また「民主化」によってクロアチアにおけるマイノリティの位置づけがどのように変化したのかという点に着目した議論が十分になされていないと批判している。また、日本における先行研究をめぐっては、クロアチアを含めた旧ユーゴスラヴィア諸国と「ヨーロッパ」の非対称的な権力関係と、歴史的にこの地域の人々が「外部」からの介入によって翻弄されてきたことを確認した研究であると評価しつつも、国民国家形成に関わる正当性を担保するイデオロギーの現れ方に着目する必要があると批判し、本研究は「非バルカン化」の実態の一部を、クロアチアの事例を通して解明するものであると位置づけている。

その上で、山川氏は、(1) 独立以降のクロアチアの「民主化」過程において、どのような論理と形態によってマイノリティが位置づけられていたのか、(2) その論理と形態は、「ネーション化」と「ヨーロッパ化」によってそれぞれ如何に方向付けられたのか、(3) 「ネーション化」と「ヨーロッパ化」は、いかなる論理によって並存しえたのか、(4) ヨーロッパ統合は、独立後のクロアチアにおいてどのような意味を持つのか、という問いを提

起するのである。

第一章では、分析枠組みを提示し、「ネーション化」および「ヨーロッパ化」概念とこれに関わる諸概念の整理が施されており、クロアチア近代史におけるナショナリズム運動の展開を歴史的に概観している。

ここでは、第一に、ブルーベイカーの「ネーション化」の理論について、マックス・ウェーバーの共同体論およびエトノス論と守本順一郎の思惟構造論から接近している。そこで、「ネーション化」は特定のナショナリズム・イデオロギーを具現化する方法であり、その対象は、特定のネーションの利害状況に関する認識を通して実現される国民および国民国家となると規定している。

第二に、山川氏は、国民国家は国際社会における一アクターとして他の政治体制と並存し、なおかつネーション意識やナショナリズム運動の境界線は国境線と必ずしも一致しない以上、ナショナリズムは国民国家外部に存在する共同体との緊張関係（内集団＝外集団関係）によって規定されるものであると主張している。そして、「ヨーロッパ化」については、ヨーロッパ統合に参加する国民国家の政治制度およびイデオロギーが、ヨーロッパ統合を基礎付ける価値規範の影響下において再形成される過程であると規定している。

第三に、独立後のクロアチアにおける「ネーション化」の論理を明らかにしていく前提として、19世紀初頭から第二次世界大戦の終わりまでにクロアチアで展開された諸ナショナリズム運動を概観している。ここでは、クロアチアのナショナリズム運動においては、「ヨーロッパ」と「スラヴ」なる概念が、それぞれの運動において相矛盾する意識を伴いながらも重要な位置を占めてきたと結論づけている。

第二章では、1970年代初頭の「クロアチアの春」（「マスボク」運動）と1989年から90年にかけて起こった「民主化」運動を分析対象とし、①独立後に進められていく「ネーション化」の契機がいかにして形成されたのか、②かかる二つの運動はどのような関係性（連続性と非連続性）を持って

いたのかについて分析している。

ここでは、第一に、1980年代末に国内外の政治情勢が変化する中で、「クロアチアの春」で指導的立場にあった人々が、かかる運動を主導する重要な政治的アクターとして再浮上してくる過程を歴史的に分析している。「クロアチアの春」が基本的には自主管理社会主義を土台とした運動であったのに対し、1980年代末には社会主義イデオロギーに対する確信が動揺したことによって、クロアチア共和国の分権化という枠を超えて、ユーゴスラヴィアの政治体制とイデオロギーの再編成、すなわち「民主化」が運動の支柱になった点を明らかにしている。

第二に、クロアチアの「民主化」の過程において、「クロアチア」という枠組みの上でネイションを単位とするナショナリズムの論理と共和国を単位とするナショナリズムの論理が同一化されたことにより、「クロアチア」に対抗的な「セルビア」という枠組みにクロアチア国内のセルビア系市民が含まれることになり、ここにクロアチアのナショナル・アイデンティティに対抗する「他者」としての「セルビア人」が創出されたと結論づけるのである。

第三章では、独立後のクロアチアにおける難民政策を取り上げ、セルビア系マイノリティに対する保護政策なるものが、クロアチアのナショナリズムにとって、どのような意味を持っていたのかについて分析している。

ここでは、第一に、クロアチア政府による難民政策の変遷との関係で、難民帰還の実態はどれほど変化したのかという問いを立て、1990年議会選挙以降において、クロアチアでの紛争が激化していった背景と、その過程で発生した難民問題について概観している。

第二に、2000年以降の国内政治状況の変化に応じる形で具体的な難民政策が変化したことが、国内のマイノリティ問題の構造を根本的に変えるような効果は得られなかったとしている。

第三に、独立後のクロアチア政府による難民政策において表出したクロアチア・ナショナリズム

の変化について、次のような分析を行っている。クロアチアにおける難民政策は、クロアチア・ネイションと国民を一致させようとするための手段から、国内から排除されたマイノリティを再び政治的共同体に呼び戻すための手段へと変化した。しかし、クロアチア・ネイションを中心とする国民国家形成という「ネイション化」の論理そのものは、クロアチア政府の政策に通底し続けたがゆえに、セルビア系難民はクロアチアのナショナル・マイノリティとして位置づけられることになったとしている。

以上の議論を踏まえて、独立をめぐる紛争の中で「ネイション化」の対抗者としての運動体を形成しえず、独立以前から周縁に置かれ続けてきた「ロマ」の人々がどのように位置づけられたのかという問題を提起している。

第四章では、ロマに対する保護政策に着目し、EUにおけるロマ保護とクロアチアにおけるロマ保護とを比較を通して、クロアチアにおける「ヨーロッパ化」の意味を論じている。

ここでは、第一に、ヨーロッパにおけるロマの地位を歴史的に概観した上で、ロマ保護の方法から両者の共通点と相違点を分析している。ここで、山川氏は、ロマ保護の問題が「再配分」と「承認」の問題として捉えることによって、この両者が相互排他的ではなく、むしろ重なり合いながらマイノリティの被支配者としての地位が固定化されていったと主張している。

第二に、「再配分」と「承認」、いずれかの方法でロマ保護が実践されたとしても、それはロマとされる人々がマジョリティとの支配＝被支配関係の中に位置づけられている構造それ自体を問い直すものではなく、再配分と承認の視角が絡み合いながら、ロマの社会位置は固定化され、クロアチア・ナショナリズムは根本から問い直されることがなかったとしている。それゆえ、クロアチアにおける「ヨーロッパ化」の過程は「ネイション化」の過程を追認する形で作用したと結論づけている。

第五章では、クロアチアにおける二つのマイノリティ保護の事例から、クロアチアにおける「ネ

イション化」と「ヨーロッパ化」の関係を明らかにし、そこからヨーロッパ統合の国民国家に対する影響を分析している。

ここでは、第一に、「ネーション化」はクロアチア・ネーションのための国民国家の創出を図るために、「ヨーロッパ」のマイノリティ保護制度を取り入れながらも、マイノリティの個性を普遍主義的に同化・異化・周縁化していく過程であるとしている。

第二に、ヨーロッパ統合によって生み出されるイデオロギーについては、新しい支配=被支配関係を形成しながら、しかし個別のナショナリズムの普遍性=共同性に回収されていくものである。それゆえ、「ヨーロッパ化」によって「ネーション化」が否定されるのではなく、「ヨーロッパ化」の論理を部分的に取り入れながら「ネーション化」を進めるという弁証法的相互作用によって、「ヨーロッパ」の中の「クロアチア」なる共同性が形成されていったというのである。

第三に、統合を進める「ヨーロッパ」イデオロギーは、必ずしもナショナリズム・イデオロギーを抑制するものではなく、むしろ相互補完的に「ヨーロッパ」の共同性を形成しようとするものであったとして、ヨーロッパ統合という政治過程におけるマイノリティ保護の問題は、根本的なところで国民国家のイデオロギーを相対化するに至らなかったと結論づけている。

結論では、以上の分析を通じて、山川氏は、(1) 現代クロアチアにおけるマイノリティ保護は、クロアチア共和国が「ヨーロッパ」において独立した国民国家としての正当性を得ようとする論理のもとで規範化され、クロアチア政府のナショナリズム・イデオロギーに取り込まれていったという点、(2) マイノリティの同化・周縁化・排除を推し進めるクロアチアの「ネーション化」が、国民国家を土台としてマイノリティ保護を推進する「ヨーロッパ化」と、相互に正当性を補強し合うようにして展開したという点、(3) 「ネーション化」の過程と「ヨーロッパ化」の過程が異なった位相に位置づけられながらも、国民国家のナショナリ

ズム・イデオロギーを軸とする支配=被支配関係の集合体が形成されていったという点、(4) クロアチアにおいて、ヨーロッパ統合がナショナリズム・イデオロギーにもとづく普遍性=共同性を正当化する枠組みとして把握されたという点、(5) それゆえ、独立後のクロアチアにおける「ネーション化」と「ヨーロッパ化」という二つの過程は、相互の正当性を補強しあう形で進められてきたという点、からなる五つの結論を導き出している。

かくて、山川氏は、クロアチアにおいては、ヨーロッパ化の中でナショナリズム・イデオロギーを問い直されることはなく、マイノリティ保護規範を通じた国民国家の根本的な変容は発生しなかったと結論づけているのである。

<論文審査の結果の要旨>

山川卓氏の課程博士学位申請論文「現代クロアチアにおけるマイノリティ保護政策に関する研究—ネーション化とヨーロッパ化の弁証法的相互作用を通して—」について、公開審査会を含む審査過程において明らかになった特徴点および独創性は以下の通りである。

本研究は、セルビア系難民とロマ人への政策を事例とし、ロジャー・ブルーベーカーの「ネーション化」と「ヨーロッパ化」の概念を援用しつつ、動的な理念・イデオロギー分析を行っている点に特徴がある。そして、「ヨーロッパ化」との関連で検討することで、クロアチアのナショナリズムと「ヨーロッパ化」が相互補強の関係にあることを解明している。本研究は、「ネーション化」と「ヨーロッパ化」という概念から導き出される原理に基づいて実証分析を試みた論文であり、体系性と論旨の一貫性を有する研究であると言える。本研究の独創性については、(1) クロアチア語の資料を丹念に調査・分析し、理論的にも、「英国エスニシティとナショナリズムに関する研究会 (ASEN)」の到達点を踏まえ、これを乗り越える議論を展開している点、(2) クロアチアにおける難民政策とロマ保護政策を通して、「ネーション化」と「ヨーロッパ化」の相克を解明するとい

う論理的枠組みを提示している点、(3)「ヨーロッパ化」概念との関係で、「ネイション性」が制度化されていく論理を明らかにしている点、(4)実体としての国民国家分析を回避すべく、ブルーベイカーの「ネイション化」の概念を下敷きに動態的な理念・イデオロギー分析に論点を移し、セルビア系難民とロマ人への政策を事例として取り上げ、ヨーロッパ化との関連で、かかる問題のイデオロギー的本質に迫ろうとし、これに成功している点で、従来の研究に対して、本研究の特徴と独創性が認められる。また、本研究は、今日のナショナリズム研究に対する貢献として、国民国家形成の過程で、マイノリティがどのように位置づけられていくのかというダイナミズムとその論理を解明するための一つの知見をヨーロッパ統合という事例に即して提示している。

2016年1月23日(土)の公開審査会において、学外審査委員の遠藤 乾副査(北海道大学公共政策大学院教授)より、①「ネイション化」および「ヨーロッパ化」概念の射程や性質、②正統性/正当性の分別について質問がなされた。また、龍澤邦彦副査(立命館大学国際関係学部教授)からは、遠藤副査からの質問を受けて、③ナション概念とエスノネイション概念の分別について、理論上、どのように考えるのか、④本研究では、国民国家なる概念をどのような理論的背景を持って捉えているのかという質問が出された。これらの質問に対して、(1)「ネイション化」と「ヨーロッパ化」の概念を採用することにより、ネイションを実態的に捉えるのではなく、その形成過程を動態的に捉えることが可能となり、それゆえ動態的な把握に基づいて個々のネイションが持つ性格およびナショナリズムのタイプを問うことができること、(2)ここでは、山口定テーゼに基づいて国民国家体制そのものの存在理由を示す論理(=正統性)と日常的な政治行為を正当付ける論理(正当性)に分別して使用していること、(3)本研究では、ナション概念を国民国家として位置付け、エスノネイションと区別して論じていること、(4)マルクス主義的な捉え方を回避するために、マッ

クス・ウェーバーの国民国家論をベースにして把握していることなど、論理的に適切かつ明快な回答がなされた。

学外審査委員の遠藤 乾副査(北海道大学公共政策大学院教授)の所見は以下の通りである。

山川卓氏の博士論文は、クロアチアにおける少数民族政策からそのナショナリズムの在り方を考察するものである。実体としての国民国家分析をさけるべく、ブルーベイカーのネイション化の概念を下敷きに動態的な理念・イデオロギー分析に場を移し、セルビア系難民とロマ人への政策を事例として取り上げ、ヨーロッパ化との関連で検討することで、ナショナリズムとヨーロッパ(化)が矛盾せず、相互補強の関係にあることを説得的に描いた力作といえる。

ネイション化・ヨーロッパ化概念の射程や性質に検討余地が残り、正統性/正当性の分別にもやや弱さがあるなど、いくつかの課題が見られるが、これは書籍として刊行する際に発展的に改善すべき点というべきもので、博士論文としては、政治学と歴史研究の融合がクラシックな形で図られ、先行研究への批判的なまなざしとともに、資料の収集・操作がうまくなされ、一般した視座から複雑な現代欧州におけるナショナリズムの在り方を描き出したものとして、高い評価に値する。よって、審査委員としては合格とし、今後、これを出発点として一層の研さんを求めたい。

龍澤邦彦副査(立命館大学国際関係学部教授)より示された所見は以下の通りである。

山川氏の論文は、「ネイション化」と「ヨーロッパ化」の相克をマイノリティを介して描き出すという理論的な独創性を有し、その試みは成功している。後者は、前者の正当化に役立ち、また、EUへの加盟は、同時に、「ネイション」の確立と、「国民国家」をより強固なものにする機能を持つ、という考え方は斬新である。山川氏の研究は、邦語、英語文献もきちんと参照しており、また、クロアチア語の知識に基づく、現地調査の成果としてのクロアチアの政治状況及びクロアチア語文献の参照もしっかり行われている。山川氏は今回の

研究で触れられなかった部分もきちんと熟知しており、これらを今後の研究の課題として認識している。これらの点からして、山川氏の論文は博士号授与に値すると考える。

審査委員会は、南野泰義（主査）、龍澤邦彦（立命館大学国際関係学部教授）、遠藤 乾（北海道大学公共政策大学院教授）の3名による審査に加え、2016年1月23日（土）13時30分より15時00分まで、恒心館第725号教室において公開審査会を実施し、本人からの報告を基に上記の通り忌憚のない意見交換や質疑応答を行った。公開審査会の質疑応答を通じて、なお発展させるべき論点は残されているものの、審査会で指摘された諸点はいずれも今後の研究過程で十分に克服できると認められることから、山川卓氏が課程博士学位に相

応しい能力を有することを確認した。この結果を踏まえ審査委員会は一致して、本論文が課程博士学位を授与するに相応しいとの結論に達した。

＜試験または学力確認の結果の要旨＞

本論文の提出者は、本学学位規程第18条第1項の該当者であり、論文内容および公開審査会での質疑応答を通じて、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していること、また、本研究に必要とされるクロアチア語、英語、日本語の文献が適切に参照されていることから語学能力も十分に有していることを確認した。以上の諸点を総合し、本論文提出者である山川卓氏に対して「博士（国際関係学 立命館大学）」の学位を授与することを適当と判断する。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：野 島 大 輔
学 位 の 種 類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2016年9月25日
学位論文の題名：
世界秩序を構想する学習による平和教育の
再構築
—中等教育におけるカリキュラム開発と実
践—
審 査 委 員：君島 東彦（主査）
龍澤 邦彦
村上 登司文（京都教育
大学教育学部教授）

〈論文内容の要旨〉

本論文は、国際関係論と教育学の接点領域を開拓することをめざす研究である。現在、国際関係論と教育学の結びつきはあまり自覚されていないが、実は、近代教育学の父とよばれるコメニウスは三十年戦争の惨禍の中で戦争を克服するために教育学を確立したのであり、その後も、ペスタロッチやデューイ等も国際関係の大変動期に戦争を克服するものとして教育理論を展開した。本論文は、世界秩序を構想するカリキュラムで平和教育を再構築することによって、国際関係論と教育学の結びつきを回復しようとする試みである。

著者によれば、戦後日本の平和教育には数多くのすぐれた実践があったが、それらは生徒に戦争忌避の心情を植え付ける人文科学的な手法が中心であり、暴力、武力紛争、戦争等が生起する構造を社会科学的に分析して、それらを平和的に克服していく方法を獲得させるという点で不十分であった。このような方法の不十分さゆえに、日本の平和教育は1990年代以降、力を失っていったと著者は見ている。なかでも、ユネスコのイニシアチブによる軍縮教育——軍縮教育世界会議（1980年）は1つの到達点である——が日本で正当に受けとめられなかったことのマイナスは大きい。軍縮教育世界会議の最終文書には「軍縮とは、

武装した国民国家のシステムを非武装平和の新世界秩序に変革することをめざすプロセスである」（軍縮教育の10原則、第2原則）という表現が含まれている。これは平和教育の内容にとって国際関係論が必要であるということを示すものであり、「軍縮を可能にする世界秩序の構想を練る」ことが平和教育の重要なパートとなるのである（以上、「第I章・日本の平和教育における国際的な視点の欠如」）。

著者が考える平和教育のカリキュラム開発にとっては、1970年代80年代の米国で活発であった「世界秩序モデル・プロジェクト」（World Order Models Project, WOMP. リチャード・フォーク、ヨハン・ガルトゥング、坂本義和、最上敏樹らの国際共同研究）にもとづくベティ・リアドンの「世界秩序の学習（World Order Studies）」と、「軍縮・不拡散教育」——アナン国連事務総長の2002年の報告書——が重要な先行事例であった。第II章（「平和教育のカリキュラムへの新しい国際関係論の導入」）では、これらの先行事例、国際関係論の新しい潮流（コンストラクティヴィズム、コスモポリタニズム、国際的立憲主義等）、教育学の理論（デューイ、フレイレ、ブルーナー等）および各種の教育実践（開発教育、人権教育等）等に依拠しつつ、著者のカリキュラム開発の目標、内容、方法、評価（カリキュラム開発の4つの基本要件）が示されている。すなわち、カリキュラムの目標は、個々人の平和形成力（紛争の構造的・具体的な解決のための提案をし、それにもとづいて実践的に行動することができる力）の育成であり、世界的視野にもとづいた、より望ましい世界秩序を構想する学習である。カリキュラムの内容としては、現在の国際社会に至る歴史と構造変動を学び、現在の主権国家システムをより非暴力的な秩序へ変革していく可能性を学ぶということである。カリキュラムの方法としては、ロールプレイングやシミュレーションなどのアクティブ・ラーニング、問題解決アプローチ、学習者の主体的な学びを重視するものとなる。また同時に、国際法リテラシーの習得にも

留意する。そして、カリキュラムの評価としては、生徒の平和形成力の深化・発展について、多面的多角的な評価（学習者自身による評価、教師による評価、外部専門家の評価等々）を総合して全体の評価を行うことが意図されている。

第III章（「カリキュラムの提示と実践・評価」）は、第I章・第II章での考察にもとづいて著者が開発し、著者の勤務先のA校で7年間実践してきたカリキュラムについて、その計画、実践、評価を詳細に記録するものである。実践と評価のより詳細な記録は、博士論文の附録に収められている。具体的には、著者が勤務するA校高等部・公民科の自由選択科目「平和学入門」（高校2年3年配当、総時間数60時間）のカリキュラムであり、その概要は次のようなものである。3つの大単元と大単元のもとでの小単元は次のように設定された。すなわち、大単元「平和学の基礎」（22時間、小単元：平和と暴力の概念、平和学の特徴、トランセンド法による紛争解決、深層文化、創造的な発想法）、大単元「国際関係史上の主要な紛争とその解決（シミュレーション・ゲーム、問題解決）」（24時間、小単元・三十年戦争、国際河川のもめごと、国際連盟の基本構造の案の作成、超大国の単独行動主義）、大単元「世界リフォーム計画」（14時間、小単元・国際関係と紛争解決法のみと、様々な世界秩序構想の比較検討、学習者自身（個人・グループ）による独自の世界秩序構想の案出とその相互検討）となる。著者はこの基本型に修正を加えつつ7年間授業実践を行った。授業実践の中で著者がとりわけ重視したのは、生徒たちの多くが持っている「モノ・ステート・テンプレート」というべき世界認識——文化的に単一の国家の総和として国際社会をとらえる見方——を相対化して、国際社会の歴史と構造変動を知ったうえで、その平和的変更の可能性を認識させるということであった。第III章で、本カリキュラムに対する学習者自身による評価、教員による評価、そして外部専門家に依る評価の概要が述べられているが、平和学のヨハン・ガルトゥング氏、国際法の望月康恵氏、教育学の竹内久顕氏の諸氏からの

積極的な評価は、著者のカリキュラム開発の意義を客観的に示すものといえる。全体として、本カリキュラムは平和のための学習としての実践上の効果が十分に見られたものと総括される。とりわけ、「必要性が待望されながらも従来見られなかった国際関係論の専門的知見を踏まえた新たな平和教育の試み」という積極的な評価が教育学の専門家からなされた。

最後に著者は、日本の平和教育が国内的に「閉じていた」ために、その内容、方法において停滞したことを指摘し、国連やユネスコから提起されてきた世界秩序を構想する学習を導入することによって日本の平和教育、さらには中等教育の社会科を再構築することが可能であることを再確認して論文を終えている。

<論文審査の結果の要旨>

論文審査の結果、審査委員会は、本学位請求論文を以下のように高く評価した。

第一に、国際関係論と教育学の接点領域の開拓には大きな意義が認められる。国際関係論の1つのテーマは世界秩序の変動であるが、変動には武力行使、戦争によるものと、平和的変更（peaceful change）によるものがある。われわれの関心からすれば、極力武力行使による変動ではなくて、平和的変更を追求すべきである。平和的変更を可能にする人間形成がユネスコのいう軍縮教育である。世界秩序の変動と人間形成＝教育の問題を課題として取り出した点に、この論文の独自の問題提起と学問的貢献がある。歴史的に見れば、国際関係・世界秩序の変動と人間形成＝教育の理論と実践は密接な関係を持っているのであり、主権国家システムの変動期のいま、著者が取り組んだ世界秩序の平和的変更を目標とする中等教育のカリキュラム開発・実践は、これから必要性が高まっていく領域における先駆的な研究成果である。また、日本の中等教育における国際関係の扱いの不十分さは本論文が指摘するところであり、その不足を補う必要性は多くの論者から指摘されてきたが、著者のカリキュラム開発、授業実践はこれか

ら中等教育で国際関係を扱う場合の方向性を示唆するものである。

第二に、教育学関係の博士論文においてカリキュラム開発が扱われることは多いが、本論文のように7年間にわたる授業実践とあらゆる方面からの評価を行うところまで至っている論文は少ない。この点でも、本論文は重要な貢献といえる。教育実践に関する豊富な資料は附録に収められているが、カリキュラム開発において著者が行った理論構築→実践→評価というスタイルは高く評価できるものである。これは平和教育を専門とする審査委員からの評価である。

同時に、本論文の改善点として、分析を精緻化すべき課題を含んでいることも指摘しておきたい。

第一に、著者は研究の目標として、現在の日本の平和教育を改善・再構築することを挙げているが、改善・再構築を議論する前提として、日本の平和教育の歴史と現状について、もう少し包括的で——平和教育の多方面をカバーする——より精密な分析を期待したいという要望が平和教育を専門とする審査委員から出された。本論文が平和教育について相当に広範囲のサーベイを行っている点は高く評価されるが、他方で「伝統的な」平和教育——たとえば広島・長崎の被爆体験、沖縄戦の体験に関する学習等——を再吟味する必要性もないとはいえない。さらには、狭義の平和教育と広義の平和教育——たとえば「開発教育」「国際理解教育」等——との間のあるべき関係について考察を加える必要もあるであろう。日本の平和教育の改善・再構築のための包括的・全体的な見通しの中で、著者のカリキュラム開発・実践の意義がより明確になるであろう。

第二に、本研究は中等教育におけるカリキュラム開発の成功事例であるが、著者が教育実践を行った勤務校は、各教員の創意工夫のもとで少数人数教育を行っている私立学校であり、帰国生徒や外国籍生徒を積極的に受け入れている国際的な教育環境にある。著者の開発したカリキュラムは、この学校において社会科の学習を比較的得意とする生徒を対象とする自由選択科目としてスタート

した。今後の課題は、社会科が得意でない生徒をも対象とする、より一般的なカリキュラムとしての開発、さらには公立校におけるカリキュラムとしての開発が課題となるであろう。著者が開発したカリキュラムの「普遍化」が期待されるところである。

最後に、博士論文としての形式的要件については、本文合計21万字以上の字数であり、要件を満たしている。論文の構成は、第I章・日本の平和教育の現状分析（国際視点の欠如）で始まり、第II章で平和教育の改善・再構築のために国際関係論的視点を導入するカリキュラム開発の方向性を検討し、第III章でカリキュラムの内容、実践記録、そして評価を述べるというもので、論理的一貫性が維持されている。

この論文は国際関係研究科の博士論文としてまとめたため、教育学上必要な教育実践に関連する資料は別冊の附録というかたちをとっている。注と文献一覧もそれぞれ適切な様式で作成されている。

本論文の提出をうけて、2016年6月17日（金）10:40-12:10、恒心館733教室において、公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告のあと、3名の審査委員による質疑応答が行われた。質疑応答では、各審査委員からの質問に対し、専門的な議論をふまえて適切な回答を得られた。

とりわけ、平和教育に関する日本有数の専門家である村上委員とのやりとりは有意義なものとなった。村上委員からの質問は、申請者のカリキュラム開発について教育学的な明確化を求めるものであった。中等教育内における高校生と中学生の発達段階の違い、狭義の平和教育と広義の平和教育（開発教育や国際理解教育を含む）との関係、狭義の平和教育に国際関係論的視点を導入することの意義等々について、村上委員と申請者とのやりとりが行われた。

また、この論文が提案する国際的視点を持った中等教育社会科という点では、国際バカロレア教育の「グローバル・ポリシークス」という科目

が、本論文の提案する「世界秩序を構想する学習」に非常に近いのではないかという指摘が委員からなされた。さらに、世界秩序を考えるとときにステイックにとらえるのではなく、変化しうるダイナミックなものとしてとらえるべきことが委員から指摘された。

3人の審査委員とのやりとりから、申請者の研究成果と課題が確認された。

公開審査会終了後、3名の審査委員は、本論文

が博士学位論文としての形式要件と学術的水準を十分に満たしているとの判断で一致した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

以上から、当委員会は、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規程第18条第1項に該当することを確認し、野島大輔氏に、博士（国際関係学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。

【学位論文要旨および審査要旨】

氏 名：Nino VIARTASIWI
学位の種類：博士（国際関係学）
学位授与年月日：2016年9月25日
学位論文の題名：
Beyond Separatist Conflict: Political
Economy of Violence in West Papua
（分離独立紛争を超えて：西パプアにおける
暴力の政治経済）
審査委員：本名 純（主査）
石原 直紀
岡本 正明（京都大学
東南アジア研究所准教授）

〈論文内容の要旨〉

本学位請求論文は、インドネシアの西パプアにおける暴力的な紛争について、その持続力学の解明を目的としている。

1969年に同国に併合された西パプアでは、分離独立闘争が続いている。分離主義が根強い原因として、スハルト政権時代（1966-98）の強権政治が指摘されてきた。すなわち、西パプアの住民に対する大規模な人権侵害や資源の搾取である。この過去があるため、今でも分離独立運動が絶えないと理解されてきた。その理解は、西パプアで起きている紛争を分離主義の文脈で捉える視点を強化し、その視点は西パプアの紛争を見る際の「主流」となっている。しかし、スハルト時代の終焉と、その後の民主化を経て、西パプアの政治経済は大きく変容し、それが新たなタイプの暴力的紛争を生んでいる。本論文は、その多様化する紛争の実態を分析し、それらが相互に関係しながら分離独立紛争に与える影響を解明している。

まず第一章は、序章であり、本研究の背景、重要性、リサーチクエスト、調査手法、そして論文構成を体系的に説明している。ここでは、本論文を「インドネシア研究」、「西パプア紛争研究」と位置づけ、理論的な議論ではなく、地域研究による実証的な分析の有効性を説いている。それを

踏まえ、「なぜ西パプア紛争は分離独立紛争と同一視されてきたのか」、という本研究の中心的なリサーチクエストを立てている。

第二章では、現在の西パプアでの紛争を理解する手がかりとして、西パプアの歴史を考察し、その異なる歴史解釈そのものが紛争の根源にあることを明らかにする。とりわけ、オランダに植民地化され、その後インドネシアに併合された西パプアの自決権をめぐる解釈は、時の国際政治に翻弄されてきた。併合を正当とする立場も、そうでないとする立場も、それぞれ決定的な根拠に欠け、そのことが競合する解釈を生み出す原因となった。その結果、「西パプア問題」の本質は「併合の是非」にあるとする歴史観が国内外で定着し、その固定化が、逆に、年々複雑化する問題を正確に理解することを妨げてきたと分析する。

第三章では、西パプアにおける社会文化的な多様性を考察する。従来、一般的に理解されてきた西パプアの社会的アイデンティティには4つの軸（すなわち先住民、移民、宗教、民族）がある。しかし、本論文は、これらが民主化や経済発展に伴い流動化している実態を分析し、多くのコミュニティでアイデンティティがハイブリッド化していると議論する。このハイブリッド化は、人口センサスに反映されておらず、外部からは見えにくいことから、西パプア社会に関する固定観念は維持されたままになっており、そのことが紛争の実態を正しく理解することの妨げにもなっていると議論する。

第四章から紛争の分析に入る。まず本章では、ステークホルダーたちが、どのように西パプアの紛争を解釈・理解しているかを考察する。ここでは4者のステークホルダーを扱う。すなわち、アカデミズム、政府関係者、西パプアのエリート層、そして国際社会である。彼らの議論を綿密に分析する作業を通じて、本章は、西パプアの紛争に関する「主流で支配的な解釈」が形成・定着していく過程を描いている。その解釈とは、西パプアの紛争は、インドネシア政府と先住民の対立であり、前者による従来からの人権侵害と経済搾取が、後

者の分離独立意欲を高めてきた、というものである。

この解釈に対して、現地調査の成果を基に批判的に議論していくのが本論文の核の部分になる。まず第五章では分離独立運動の実態を分析する。歴史を遡って、どのような運動が誰によって指揮され、どのような結末を迎えたのかを描いている。レジスタンス運動である「自由パプア組織」(OPM)が有名であるが、その内部では、きわめて多様な分離主義運動が競争し合っており、その派閥化の結果、OPM自体は分断化し、運動体としての機能を失っていると分析する。その状況下で、「偽装 OPM」が暗躍しており、それを背後で操作し、意図的に騒乱を起こして治安の悪化を演出する陸軍特殊部隊や地方ボスの思惑も浮き彫りにする。

第六章では、インドネシア民主化後の西パプア地方政治の変容を分析する。西パプアには2001年から特別自治が与えられ、中央から莫大な補助金が行きわたるようになった。また、2005年からは州・県・市の自治体で直接首長選挙も導入され、住民が地元リーダーを選べる時代になった。これで何が変わったか。政治の自由化と経済利権の拡大は、西パプアの部族指導者や慣習法リーダー、宗教指導者などの地方ボスの権力・利権獲得競争を激化し、地方選挙は組織票の動員合戦となり、各地で住民紛争が勃発するようになる。本章は、現地調査を踏まえ、このような政治紛争の過程で、特定の地方エリートがOPMを演出して対抗勢力を脅したり、選挙で負けた勢力がOPMの名の下で暴動を煽動したりする力学を解明する。また、収賄罪などの汚職容疑にかかった地方議員や地方役人が、「OPMの襲撃」を受け、捜査資料や証拠書類が「紛失」するケースなども描かれており、「分離独立運動」のシンボルが利権プロジェクトに転用されている実態が明確に分析されている。

第七章では、先鋭化する社会亀裂を考察する。土地をめぐる先住民同士の亀裂や、慣習法をめぐる部族間の亀裂、そして宗教団体間の亀裂が深まっているが、その背景に、共通して地方エリー

トの経済利権の獲得競争があることを分析している。そして、その実態をカモフラージュするためにOPMの暴力を演出するケースが増えていると議論する。

以上を踏まえ、第八章では本論文の結論を展開する。なぜ西パプアの紛争は分離独立紛争と同一視されてきたのか、なぜ紛争は持続するのか、という初めの問いに答える形で、本章は、地方の略奪的エリートたちによる「治安悪化の政治利用」に答えを見出している。ある種の「紛争産業」が形成され、「OPMの脅威」や暴力的紛争が、彼らの利権プロジェクトに

<論文審査の結果の要旨>

埋め込まれているからこそ、紛争は持続し、「支配的な紛争解釈」も強化されると結論付けている。民主化の時代に、この政治経済力学が発展するというアイロニーが強調されている。

論文審査の結果、審査委員会は、本学位請求論文を以下のように高く評価した。

まず、現地調査で得た情報が圧倒的な量であり、おそらく申請者は、現在、西パプアの紛争問題にアクセスできる世界でもきわめて少ない一人になっている。治安が不安定であるため、政治に関する調査が困難な時期が続いており、西パプアの紛争研究は依然として発展途上であるが、本研究により、多様な紛争の実態が解明され、その結果、分離独立紛争の相対化が可能になり、紛争利権の力学を浮き彫りにすることに成功した。これが本論文の最重要なオリジナリティであり、インドネシア政治研究や西パプア紛争研究における大きな学術的貢献である。

また、西パプアの地方エリートや分離独立運動の関係者、治安当局、NGO関係者、宗教・慣習法リーダー、活動家、学者たちへの190件を超える膨大なインタビューを通じて、彼らが地元の政治経済の変動をどう考えているか、分離主義をどう理解しているか、西パプアのガバナンスをどう理解しているかが綿密に描かれている。このような大規模なインタビュー調査の成果発信は、従来

の研究にはないものであり、様々な発見を提示している。とりわけ OPM の政治利用については、きわめて貴重な証言データであり、それらは今後の西パプア政治研究を大きく飛躍させる材料になると思われる。その意味で、本論文は高度にインフォーマティブであり、その学術的貢献は高く評価できる。

以上に加え、外部審査員の岡本正明委員は、本論文の OPM や分離独立運動の派閥分析を高く評価した。従来から、分離独立運動を扱う研究は存在してきたものの、その多くは一枚岩的に運動を捉える傾向が強かった。しかし、本論文が描く運動内部の多様性と競争と政治は、住民との距離感がなぜ生まれるのかを説明する重要なカギであり、そこに目を向けた分析はこれまで皆無である。その意味で本論文の OPM 分析は高く評価できるとした。

また石原直紀委員も、分離独立運動アクターの多様性の分析に成功したことを大きな功績と認め、その歴史的な展開に着目することで、地域研究に留まらず国際政治学的なインプリケーションも見えてくる点を指摘した。また、紛争解決や平和構築といった、グローバルに議論される政策課題の文脈で見た場合、「地方自治の拡大」という教科書的なアプローチが失敗する事例研究としても興味深いと指摘した。

他方、審査委員からは、紛争が起きている地域の分布がわかりやすく示されていないのではないかと、社会紛争の事例はどれも集団間対立であるが、階級格差による対立も見べきではないかと、分離独立派リーダーたちが野望を住民運動に転換できない理由が明確ではない、国軍の関与は末端レベルのイニシアティブなのか上層部の関与もあるのかが分かりにくい、などの指摘があり、個々の議論の精度を高めていくことが課題として挙げられた。しかし、本論文が提供する新たな知見——とりわけ紛争持続の政治経済的力学——は西パプアの研究を国際的に飛躍させるものであり、その成果は大きいと認識する点で審査委員全員の意見は一致し、本論文は課程博士学位を授与するに相応

しいと評価した。

なお、形式的な要件についても、本論文は基準を満たしている。単語数は9万を超えており、十分なボリュームがある。論文の構成も、西パプアの紛争を多角的に分析するという目的に沿って、体系的に各章が組み立てられ、全体として一貫性がある。注や文献リストも英語とインドネシア語の文献と資料が、それぞれ適切な様式で示されている。

〈試験または学力確認の結果の要旨〉

2016年6月22日(水)、16時30分から18時まで恒心館726号にて本論文に対する公開審査会が行われた。審査会では、申請者による論文内容の概要の報告があり、追って3人の審査委員による活発な質疑応答が行われた。そこでは様々な質問が出た。例えば、①直接首長選挙の導入で、他の地域では能力の高い県知事が誕生し県政改革を導いているが、西パプアではなぜそうならないのか、②独立運動リーダーたちはどういったビジョンを示して西パプアを導こうと考えているのか、③キリスト教会は政治的な役割を持っているのか、などである。

これらの質問に対して、申請者からは、①西パプア社会は依然として石器時代の面影を残しながらも急速に近代化と物質主義の波に晒されているため、権力欲と金権政治が県知事候補者たちを支配している点や、②独立運動のリーダーたちは個人的な迫害経験から主義主張を展開する傾向が強く、ビジョンの社会伝達に限界があるという問題、さらに③キリスト教は教会組織としては大きな政治機能を果たしておらず、それはスハルト時代の弾圧の遺産であるが、牧師が個人として政治活動を行うケースは多々あり、その影響力もそれぞれである、等々の応答があった。最後に、審査員からは、この地域研究の知見を平和構築研究に繋いでいくインプリケーションをどう提示できるかが今後の一つの課題として示され、それを本論文の出版準備の際に重視していく方針が確認された。この展望と伴に、審査員全員は、本論文提出者が

立命館国際研究 29-3, February 2017

十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していると判断した。

以上から、当委員会では、論文審査および質疑応答の結果、本学学位規定第 18 条 1 項に該当す

ることを確認し、Nino VIARTASIWI 氏に「博士（国際関係学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断した。